

2025年1月25日
ウェブ会議

2025年度 社会福祉評議会第1回全国幹事会

次 第

10 : 00 開 会

議長あいさつ 佐 藤 剛 士 自治労本部社福評議会議長
本部あいさつ 山 崎 幸 治 自治労本部副中央執行委員長

経過報告

部会・地連報告

<部会>

- ① 保育部会
- ② 介護部会
- ③ セーフティネット部会
- ④ 児童相談養育部会
- ⑤ 社会福祉事業団労組協議会
- ⑥ 障害労働者全国連絡会
- ⑦ 社会福祉協議会労働組合ネットワーク

<地連>

- ① 北海道地連
- ② 東北地連
- ③ 関東甲地連
- ④ 北信地連
- ⑤ 東海地連
- ⑥ 近畿地連
- ⑦ 中国地連
- ⑧ 四国地連
- ⑨ 九州地連

休 憩

協議事項

- 1. 社会福祉評議会を取り巻く情勢と当面の取り組みについて
- 2. 幹事講師依頼にかかる費用について
- 3. 2025年度の社会福祉評議会の予定について
- 4. 社会福祉評議会2025年度役員体制について
- 5. その他

質疑・討論

13 : 00 閉 会

社会福祉評議会の取り組み

(1) 社会福祉評議会拡大全国幹事会

8月17日、対面・ウェブ併用で開催し、佐藤議長のあいさつ、経過報告、部会報告、地連報告に続き、①社会福祉評議会を取り巻く情勢と当面の取り組み（案）、②2025年度社会福祉評議会運動の強化について（案）、③2025年度社会福祉評議会の主な集会・会議日程予定（案）、④2025年度社会福祉評議会役員体制（案）について提起し、承認された。

(2) 部会幹事会等

① 第1回障労連幹事会

9月27～28日、東京・自治労会館で開催し、(ア)前幹事会以降の経過、(イ)各県および地連の取り組み、(ウ)障害者雇用の促進に関する対政府要請行動、(エ)第43回障労連総会の内容と役割等について協議・確認した。

② 第1回介護部会幹事会

10月25日、東京・自治労会館で開催し、(ア)厚生労働省要請について、(イ)2025年度全国介護・地域福祉集会の運営等について協議・確認した。

③ 2025年度社事労協定期総会

10月26日、東京・自治労会館で開催し、(ア)2024年度活動報告、(イ)2025年度活動方針（案）、(ウ)2025年度役員体制（案）、(エ)2025年度当面の取り組み（案）について協議・確認した。

④ 2025年度社協ネット定期総会

10月26日、東京・自治労会館で開催し、(ア)2024年度活動報告、(イ)2025年度活動方針（案）、(ウ)2025年度役員体制（案）、(エ)2025年度当面の取り組み（案）について協議・確認した。

⑤ 第1回保育部会幹事会

12月1日、ウェブで開催し、(ア)こども家庭庁への要請項目について、(イ)第45回全国保育集会の企画・スケジュールについて、(ウ)自治労の保育運動51号について、(エ)部会報について、(オ)今後の予定等について協議・確認した。

⑥ 第2回障労連幹事会

12月6日、東京・相鉄グランドフレッサ東京ベイ有明で開催し、第43回障労連総会の最終確認を行うとともに、(ア)れんらくかいニュースの発行、(イ)今後の日程等について協議・確認した。

⑦ 第1回三役会議

12月14日、ウェブで開催し、第1回常任幹事会の運営と当面の課題等について、協議・確認した。

⑧ 第1回常任幹事会

12月14日、ウェブで開催した。部会報告、地連報告に続き、(ア)社会福祉評議会を取り巻く最近の情勢と当面の取り組み（案）、(イ)2025年度社会福祉評議会の主な集会・会議日程予定（案）、(ウ)2025年度社会福祉評議会役員体制等について協議・確認した。

(3) 諸会議・集会等

① 2025年度全国介護・地域福祉集会

10月26～27日、東京・連合会館で開催し、30県本部110人が参加した。

10月26日の全体会では、介護部会、社事労協、社協ネットからそれぞれ基調提起を行った後、江口厚生労働省老健局総務課長の講演「高齢者保健福祉施策の現状と課題 ～介護保険制度を中心に～」と和田行男株式会社大起エンゼルヘルプ取締役の講演「認知症ケアの現状と課題」を受け、全体で課題意識を共有した。

10月27日には、「介護政策、労働環境の改善」「地域包括ケアシステム」「障害児・障害福祉」

「生活困窮者自立支援法」の4つの分科会に分かれ、個別の課題について議論を行った。

② 第43回自治労障害労働者全国連絡会総会

12月6～7日、東京・相鉄グランドフレッサ東京ベイ有明で開催し、16県本部65人が参加した。

12月6日の分科会では、「肢体・内部」「情報（視覚障害）」「情報（聴覚障害）」「知的・精神・発達障害等」に分かれ、参加者の討議レポートをもとに、職場での合理的配慮の状況や、先進的な事例などを報告し合い、議論を行った。

12月7日には全体会を開催し、活動報告や自治労の基本的な考え方と今後の取り組み、新役員体制を提起・確認した。また、記念講演として西澤厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課長から、「障害者雇用の現状と今後の方向性」について講演を受けた。

(4) 要請行動等

① 障労連による総務省に対する要請行動

9月27日、障害労働者全国連絡会（障労連）は、総務省公務員部公務員課に対し、障害者雇用の促進に関する要請を実施し、自治労本部からは門崎社会福祉局長、障労連幹事が出席した。

要請書を手交した後、地方自治体における障害者雇用の促進、障害者の採用についての支援、労働環境、厚生労働省との連携等について総務省から回答を受け、意見交換を行った。

② 障労連による厚生労働省に対する要請行動

9月27日、障害労働者全国連絡会（障労連）は、厚生労働省障害者雇用対策課に対し、障害者雇用の促進に関する要請行動を実施し、自治労本部からは門崎社会福祉局長、障労連幹事が出席した。

要請書を手交した後、障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度、国・地方自治体における障害者雇用の促進、採用支援、労働環境、総務省との連携等について厚生労働省から回答を受け、意見交換を行った。

③ 児童相談養育部会によるこども家庭庁との意見交換

10月21日、児童相談養育部会は一時保護時の司法審査に関わり意見交換を行い、自治労本部からは門崎社会福祉局長、森田児童相談養育部会部会長が出席した。部会として取りまとめた現場の意見をもとに、こども家庭庁に対して現場実態を訴え、意見を交わしあった。

④ 介護部会による厚生労働省への要請行動

10月25日、介護部会は厚生労働省へ介護保険制度に関する要請を行い、自治労本部からは門崎社会福祉局長、部会幹事が出席した。

要請書を手交した後、物価高騰等に伴う支援等、介護人材の確保を中心に厚生労働省から回答を受けた。その後、各幹事が現場実態や課題意識を述べながら意見交換を行った。

(5) 教宣物

① 児童相談養育部会「こどもニュース」第4号

児童相談養育部会は8月8日、「こどもニュース」第4号をデータ配信した。

② 介護部会「かいごりニュース」No. 18

介護部会は8月23日、「かいごりニュース」No. 18をデータ配信した。

③ 障労連「れんらくかいニュース」第69号

障労連は11月25日、「れんらくかいニュース」第69号をデータ配信した。

保育部会報告

○ 前回の社会福祉評議会常任幹事会（2024/7/20）以降の経過

1. 全国保育集会

日程：8月3日（土）

- 13:00～17:00 第1分科会（保育① ICTについて）
- 第2分科会（保育② 働き方について）
- 第3分科会（児童館・放課後児童クラブ）
- 第4分科会（幼稚園）
- 第5分科会（保育現業）

8月4日（日）

09:30～12:30 全体会

会場：日本教育会館、自治労会館および連合会館

2. 幹事会

日程：12月1日（日） 10:00～15:00

場所：自治労本部（zoom配信）

主な協議事項：

- ・ こども家庭庁との意見交換について
- ・ 第45回全国保育集会について
- ・ 「自治労の保育運動」について
- ・ 部会報について
- ・ 2025年度「3・4・5歳児の職員配置に関する実態調査」について
- ・ その他

○ 当面の取り組み

保育部会では、各県本部の協力を得ながら2019年まで毎年全国保育集会を開催してきました。コロナ禍により2020年は中止となりましたが、2021年度はzoom形式、2022・2023年はハイブリッド形式、2024年は対面形式による本部主催（東京）で保育集会を開催してきました。2024年度のアンケートでは、7割の参加者が「対面の方が良い」と回答しています。

第45回全国保育集会は、この3年と同様の本部主催ですが、会場の関係で大阪での開催となります。これを試金石としながら、今後の全国保育集会をどのように開催するか検討が必要です。

参加のしやすさ、勧誘のしやすさ等から従来の地方開催を求める声が多く聞かれます。一方、本部の財政負担、県本部の人的負担から本部主催（東京）を継続するという考え方もあります。

他団体の保育集会と比べて、いかに魅力ある保育集会を開催していくのか、いかに全国の保育現状と課題を集約し提言につなげていくのか、部会の活性化も含め取り組みの強化が必要です。

職員配置基準の改善については、多本面による運動の成果によって制度発足以来76年ぶりの配置改善が行われました。経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げないとされているものの、3歳児の職員配置の改善をみても多くの民間施設は15対1となっており、基準改定の妨げとなっているのは公立施設とも言えます。従来から明示していますが、職員配置の改善に要する経費は地方負担分について普通交付税措置が講じられており、公立施設における積極的な職員配置の改善が求められています。

1. 全国保育集会

日程：2025年8月2日（土）

14:00～17:00 全体会

2025年8月3日（日）

09:30～13:00 第1分科会（保育① 公的教育・保育施設の責務と役割）

第2分科会（保育② 働き方改革）

第3分科会（児童館・放課後児童クラブ）

第4分科会（幼稚園）

第5分科会（保育現業）

会場：大阪国際交流センター

2. 幹事会

日程：2025年3月

場所：自治労本部

日程：2025年5月

場所：自治労本部

3. 要請行動

日程：2025年3月（予定）

場所：子ども家庭庁

内容：「職員配置基準」について他

介護部会報告

1. 行動

- (1) 厚生労働省要請行動 別紙参照
- (2) 2025 自治労全国介護・地域福祉集会

【全体集会】10月26日(土)12:30～16:15

11:30 対面参加受付

12:30 開 会

評議会挨拶

佐藤 剛士 自治労社会福祉評議会議長

本部挨拶

山崎 幸治 自治労本部副中央執行委員長

来賓メッセージ

岸 まきこ 自治労組織内参議院議員

12:45 基調提起

天本 敬久 自治労社会福祉評議会介護部会長

寺林 伸二 自治労社会福祉事業団労組協議会議長

鹿嶋 俊彦 自治労社会福祉協議会労働組合ネットワーク代表

13:00 講演①

「高齢者保健福祉施策の現状と課題 ～介護保険制度を中心に～」

江口 満 厚生労働省老健局総務課長

14:10 質疑応答

14:20 休憩

14:30 講演②

「認知症ケアの現状と課題」

和田 行男 株式会社大起エンゼルヘルプ取締役

16:00 質疑応答

16:10 まとめ 門崎 正樹 社会福祉評議会事務局長

グーグルフォームアンケートの説明

16:15 閉 会

【第1分科会・介護①】10月27日(日)

9:00～11:30 「介護政策、労働環境の改善」

テーマ 【2040年に向け介護人材確保と処遇改善】

～持続可能な介護現場の為に必要なこと～

【第2分科会・介護②】10月27日(日)

9:00～11:35 「地域包括ケア」

テーマ 【地域包括ケアと街づくり】

2. 今後の予定

(1) 2024 年 4 月の介護報酬改定における影響調査について

2024 年 4 月から介護報酬の改定が行われました。処遇改善加算の一本化をはじめ訪問介護に対する介護報酬の引き下げ等が行われました。現場への影響調査を行う事でさらなる、改悪にならないように、厚生労働省への要請や連合を通じての意見反映を行っていきます。ご協力をお願い致します。

(2) かいごりニュースの作成

「2025 自治労全国介護・地域福祉集会」と厚労省要請等を載せた、「かいごりニュース」を発行予定です。

(4) 「2026 自治労全国介護・地域福祉集会」

全国の介護現場の状況を見極めながら対面、ハイブリッド開催の、準備・検討が必要になります。2 月 8 日 9 日に部会を実施します。

2024 年 10 月 25 日

厚生労働大臣

福岡 資麿 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博

介護保険制度に関する要請書

高齢者の自立支援、尊厳ある暮らしを守るため、制度・施策の推進に日々ご尽力されていることに心から敬意を表します。

自治労は、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心した生活を送り続けられる社会を実現するためには介護保険制度の一層の充実が必要であり、同時に、良質かつ安心・信頼の介護サービスを提供し続けるには、介護に携わる労働者が安心して働き続けられる処遇・労働環境の改善が喫緊の課題であると認識しています。

こうした立場から、以下の通り要請します。

記

1. 物価高騰等に伴う支援等について

- (1) 物価高騰による光熱水費・燃料代・食材費の上昇により経営が圧迫されている事業者について、公定価格に価格転嫁等の対応ができない実態をふまえ、安定的な介護サービス提供のための財政支援策を他省庁と連携して実施すること。
- (2) 2024 年 4 月に原則廃止となった介護報酬のコロナ臨時特例等について、感染の再拡大や次なる新興感染症の感染拡大においては、状況などを踏まえ、柔軟かつ迅速に特例措置を設けること。

2. 介護保険制度の見直しについて

- (1) 自己負担割合の判断基準の見直しは、負担増による介護サービスの利用控えから要介護度の悪化を招く恐れもあり、新たに負担増が想定される高齢者の生活実態や影響を把握した上で慎重に検討すること。
- (2) ケアマネジメントに関する給付については、サービスの利用控えやケアマネジメ

ントの公平性・中立性を維持する観点からも、居宅介護支援に関わる介護報酬については、10割保険給付を継続すること。

- (3) 要介護1・2の介護給付である訪問介護、通所介護サービスの地域支援事業への移行について、要介護1・2は専門的なアセスメントに基づく介護支援の提供が必要とされる状態であり、地域のサービス体制が不十分である現状での移行は、利用者の状態悪化と介護家族等の負担増が想定されることから行わないこと。

3. 介護人材の確保について

- (1) 介護人材の確保対策を早急に進めるとともに、離職防止の面からも介護労働者の処遇改善のため、全産業平均の賃金水準をめざし、介護職員等処遇改善加算のさらなる充実をはかること。また、申請様式をさらに簡素で請求しやすいものにするなど加算がすべての事業所で算定されるよう指導・対策を講じること。
- (2) 介護労働者のあるべき賃金水準を示し、その上で基本報酬に処遇改善加算相当額を組み込み、賃金水準を満たさない事業所については基本報酬を減算する等、仕組みの再構築をはかること。

4. その他

- (1) 訪問介護の基本報酬の引き下げにより、事業存続の危機や高齢者の在宅生活への悪影響が懸念されるため、報酬改定の影響を検証し、必要な支援措置や臨時改定による基本報酬の見直しを行うこと。
- (2) 介護業務の負担軽減にむけ、介護ロボット等の新技術やAI・ICTの活用促進をさらに進めること。一方で、それらの活用による効率化等を理由とした人員配置等の基準緩和は行わないこと。
- (3) 介護労働者に対する利用者またはその家族からのハラスメントについて、事業所に対し、予防ガイドライン等を周知・徹底するとともに、ハラスメント対策を含めた心身の健康管理を義務づけること。

以 上

セーフティーネット部会報告

1. 第1回 セーフティーネット部会幹事会

- ・日時：2024年12月21日（土） 11：00～16：00
- ・場所：自治労会館

2. 今後の予定

【厚生労働省要請行動(予定)】

- ・日時：2025年2月21日（金）11：00～
- ・場所：厚生労働省
- ・対応：保護課長 以下数名
- ・要請内容は検討中

【2025年度自治労くらしとこどもの福祉を考える全国集会(予定)】

- ・日時：2025年2月23日（金）13：00～24日（土）12：45
- ・場所：連合会館
- ・集会内容：検討中

2025年 1月 9日

(総合政治政策局 社会福祉評議会)

13:40 講演① テーマ：生活困窮者等の支援について

15:10 休憩

15:25 講演② テーマ：児童相談所と市町村、児童家庭支援センターの連携などについて

中津こどもメディカルスーパーバイザー 井上登生さん

16:55 まとめ 門崎 正樹 自治労本部社会福祉局長

17:00 閉会

<第1分科会「生活保護・生活困窮者自立支援」>

9:30 受付

10:00 開会

厚労省要請報告

行政説明：生活保護・生活困窮者自立支援の現状と課題と今後の国・自治体に期待される取り組み（厚労省社会・援護局）

グループワーク

12:45 佐藤 剛士 部会長まとめ

13:00 閉会

<第2分科会「児童相談・社会的養育」>

9:30 受付

10:00 開会

こども家庭庁要請報告

行政説明①（こども家庭庁支援局虐待防止対策課 児童福祉専門官 布施裕司さん）

行政説明②（こども家庭庁育成局成育環境課 課長補佐 嶋崎正敏さん）

グループワーク

12:45 森田 修平 部会長まとめ

13:00 閉会

4. レポート

各地の取り組みや、職場の現状や課題等に関してレポートを募集いたします。

①内容

「職場の状況」、「市町村と関係機関の連携」、「児童虐待防止対策関連」、「非常勤相談員の待遇改善や組織化」、

「福祉職場の組合交渉や活動」等テーマは自由。

②提出方法等

A 4サイズ 1～2枚程度。

以下のアドレスまでメールにて送付をお願いいたします。

提出期日は、**2025年2月7日（金）必着**となります。

※以降到着分につきましては、冊子に掲載できない場合もありますのでご了承ください。

本部社会福祉評議会 三浦宛 メール：miurah@jichiro.gr.jp

5. 参加費

資料代：2,000円

※資料代は、後日、自治労旅行センターより、県本部へ請求させていただきます。

6. 参加者申し込み

下記リンクからお申込みください。

<https://jichiro.cybozu.com/k/1292/>

※申し込み記入欄の「職種や担当業務」については、「事務職」などではなく、より具体的に記載ください。

※参加者のみなさまは職場の名刺を持参して下さい。

※申込み期日は、印刷部数の確定が必要なため、2025年2月10日（月）となります。

※本部枠の参加要請者（幹事等）の出欠登録は、別途発文にてお知らせします。

7. 事前アンケートについて（第1分科会）※発文その2にてご案内します。

8. 宿泊

各自手配をお願いいたします。なお、自治労旅行センターでも斡旋いたします。

自治労旅行センター TEL：03-3263-0279

9. その他

ご不明な点については、以下までお願いいたします。

自治労本部社会福祉評議会（担当：門崎・三浦浩）TEL：03-3263-0261

以上

児童相談養育部会報告

はじめに

児童虐待・社会的養護・児童福祉に係る諸問題は依然として多岐に渡る中、2024年4月1日より改正児童福祉法が施行されました。本部会では、幹事会や全国集会を通して各自治体における児童福祉分野の現状と課題を集約し、省庁等へしっかりと意見反映していきたいと思います。また職場の半数を会計年度任用職員が占める等、働き方の見直しや職員増の要求を適切かつ確実に実施していきます。

さらに今後は、「こどもニュース」を継続的に発行し、本部会の取り組みを各地連・各県本部、各単組に届け、部会の活性化も含め、取り組み強化を図っていききたいと思います。

1. 2024. 8～活動報告

・【2024. 10. 21】 こども家庭庁との意見交換

対応者：（こども家庭庁虐待防止対策課）野中課長、名草課長補佐、岸専門官
：（自治労）門崎事務局長、三浦書記、森田部会長

※2025. 6 より施行される「一時保護に係る司法審査導入」について

・第1回幹事会

日時：2024年12月21日（土）11：00～16：00

- ・「2025 自治労くらしと子どもの福祉を考える全国集会」最終調整
- ・2025. 2 実施の「こども家庭庁」への要請行動調整

2. 今後の幹事会予定

第2回幹事会

日時：2025年2月21日（金）時間調整中

- ・「2025 自治労くらしと子どもの福祉を考える全国集会」最終打合せ
- ・こども家庭庁への要請行動

3. 省庁要請行動

日時：2025年2月21日（金）時間調整中 こども家庭庁

4. 「2025 自治労くらしと子どもの福祉を考える全国集会」

<実施内容>

2月22日（土）12:00～17:00

<全体会>

13:00 開会

議長あいさつ 佐藤 剛士 社会福祉評議会議長

本部あいさつ 森下 元 自治労本部総合政治政策局長

来賓あいさつ

13:20 基調提起 各部会長

13:40 講演① テーマ：生活困窮者等の支援について

15:10 休憩

15:25 講演② テーマ：児童相談所と市町村、児童家庭支援センターの連携などについて
中津こどもメディカルスーパーバイザー 井上登生さん

16:55 まとめ 門崎 正樹 自治労本部社会福祉局長

17:00 閉会

<第2分科会「児童相談・社会的養育」>

9:30 受付

10:00 開会

こども家庭庁要請報告

行政説明①（こども家庭庁支援局虐待防止対策課 児童福祉専門官 布施裕司さん）

行政説明②（こども家庭庁育成局成育環境課 課長補佐 嶋崎正敏さん）

グループワーク

12:45 森田 修平 部会長まとめ

13:00 閉会

5. 広報誌の発行

「こどもニュース Vol.4（別紙）」発行済

※「こどもニュース Vol.5」次回幹事会で最終調整。その後発行（R7.1 予定）。

6. 部会幹事体制

部会長 森田 修平（九州地連・沖縄県）

副部会長 北嶋 真人（北信地連・富山県）

幹事 神成 和江（北海道地連・北海道）

渡辺 雄二（関東高地連・東京都）

武田 裕史（東海地連・静岡県）

中村 謙治（中国地連・岡山県）

松本 直樹（四国地連・香川県）

※東北、近畿地連については、選出依頼。

社会福祉事業団労働組合協議会（社事労協）活動報告

1 活動経過報告

① 幹事会 2024 年 10 月 26 日（土）

協議内容

- (1) 全国介護・地域福祉集会分科会（社事労協担当分）の企画について
- (2) 2025 社事労協総会について
- (3) その他

② 社事労協 2024 年度定期総会 2024 年 10 月 26 日（土）

10 単組 25 名参加

③ 全国介護・地域福祉集会分科会第 3 分科会 2024 年 10 月 27 日（日）

36 名参加

2 今後の取り組み予定

① 幹事会 2025 年 2 月 8 日（土）

予定議題

- (1) 2024 全国介護・地域福祉集会について
- (2) 社事労協 2024 年度定期総会の総括について
- (3) その他

2 役員体制

社事労協 2025 年度役員体制

（敬称略）

役 職	氏 名	地連・県本部	単 組 名
議 長	寺林 伸仁	北海道・北海道	北海道社会福祉事業団労働組合
副 議 長	小松 理大	東 北・福島	福島県社会福祉事業団職員労働組合
事務局長	明間 悠哉	北 信・福井	ふくい福祉事業団職員労働組合
幹 事	（調整中）	関東甲・	
〃	林 智由	東 海・岐阜	岡崎市社会福祉事業団労働組合
〃	三輪 芳正	近 畿・兵庫	姫路市社会福祉事業団労働組合
〃	梶尾 晃伸	中 国・島根	島根県職連合 島根県社会福祉事業団職員労働組合
〃	城間 健司	九 州・沖縄	沖縄県社会福祉事業団職員労組

* 地連担当幹事は、地連・単組での任務分担により年度途中での交代があり得ます。

会 議 次 第

＜第 1 日目＞12月 6 日（金）分科会

12：30～ 受付開始

13：30～ 各分科会開始

【共通テーマ】

各職場の合理的配慮の状況、事例、要望等について

○第 1 分科会 肢体・内部

会 場：相鉄グランドフレッサ東京ベイ有明

2 F 「花明」

＜担 当＞

藤 吉 忍 障労連幹事（広島県本部）

古 塘 裕 二 障労連幹事（熊本県本部）

○第 2 分科会 情報（視覚障害）

会 場：相鉄グランドフレッサ東京ベイ有明

2 F 「花明」

＜担 当＞

江 見 英 一 障労連幹事（東京都本部）

○第3分科会 情報（聴覚障害）

会 場：相鉄グランドフレッサ東京ベイ有明

2 F 「花明」

<担 当>

山 口 健 太 障労連幹事（秋田県本部）

○第4分科会 知的・精神・発達障害等

会 場：相鉄グランドフレッサ東京ベイ有明

1 F 「小会議室」

<担 当>

本 間 英 樹 障労連幹事（北海道本部）

17：30 総会分科会終了予定

18：30～20：30

夕食交流会

進 行 役 藤 吉 忍

障労連幹事（広島県本部）

あいさつ 江 見 英 一

障労連幹事（東京都本部）

来賓あいさつ

佐 藤 剛 士 自治労社会福祉評議会議長

西 村 正 樹 D P I 日本会議 副議長
乾 杯

～参加地連あいさつ～

乾 杯

＜第2日目＞12月7日（土）全体集会

会 場：相鉄グランドフレッサ東京ベイ有明
2 F 「花明」

10：00 総会全体会開会

本部あいさつ

山 崎 幸 治 自治労本部副委員長

来賓あいさつ

山 脇 義 光 日本労働組合総連合会
労働法制局長

山 崎 俊 一 日本教職員組合
書記次長

岸 まきこ 自治労組織内参議院議員

10：20 議長選出

10：25 分科会報告

10：40 基調報告

11：10 質疑討論・基調承認

11 : 35 新旧役員挨拶

11 : 45 <休 憩>

12 : 00 講演「障害者雇用の現状と対策」

西 澤 栄 晃

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課長

13 : 15 総会全体会終了予定

社協ネット

未稿

北海道地連活動経過報告

1. 活動経過報告 (2024 年 8 月～2025 年 1 月 10 日)

1) 自治労北海道本部社会福祉評議会 2025 年度総会

➤ 日 時：2024 年 9 月 7 日 13:00～14:00

前段に幹事会を開催し、総会の進行と全道交流集会の内容を確認した。

2) 2024 年度 全道保育・福祉・介護交流集会

➤ 日 時：2024 年 9 月 7 日 14:00～17:00

➤ 場 所：札幌 自治労会館 3 階中ホール

➤ 参 加：41 名 (20 地方本部・単組・総支部)

➤ 講 演：カスタマーハラスメントの対応とこれから

➤ 講 師：NPO 法人北海道勤労者安全衛生センター特別講師 斎藤 勉 氏

【内容】

講演の中ではカスハラの実例が紹介されるなど現状の確認がなされる場面や、周囲の席とグループとなり相手の話を聞くグループワークが盛り込まれるなど、時折笑顔も織り込まれながらの講演となった。また、札幌市で作成された啓発ポスターの紹介や、北海道議会でカスハラ防止条例の策定について議論がされ始めているといった情勢の話もあった(2025 年 1 月現在で策定済み)。終了後の感想では「自分は加害者になっていなかったか」や「ハンデのある人にどこまで対応できるか」など様々な意見もあり、気づきの多い内容となった。

➤ 分科会 (保育①、保育②、介護、社会福祉事務所)

3) 2025 年度第 1 回幹事会

➤ 日 時：2024 年 11 月 30 日 14:00～17:00

① 2025 年度幹事会・部会体制の確認

② 2025 年度の活動計画について

③ 2024 全道保育・福祉・介護交流集会の総括について

④ 2025 全道保育・福祉・介護討論集会にむけて

⑤ 2025 年「道政への要求と提言」について

【内容】

③ 2024 全道保育・福祉・介護交流集会の総括について

分科会について総括

介護：出席のほとんどが幹事であったため、職場での事例等は話し合えたが、課題解決までは落とし込めなかった。

そもそも参加者が少ない。制度についてや組合色を強くすると参加者とのニーズに合わない、参加者増が見込めない。

保育：いろんな話はできた。各現場で起きていることは同じようなことだが、議論の深化はできなかった。話をしたい人が多いようで、対話重視の進め方が良かったと思う。また、間延びはしなかったが、「組合運動」色を強くない方がいい。

保育は話が盛り上がりいつも時間は足りていない。ICT 化や処遇について話すが深化しないのが

保育グループの特徴。行政や制度については弱い。制度がよく変わる分野だが、「変わったからやらされている」感が強いのだと思う。仕組みや制度を知ればもっと視野が広がると思うのでバランスをとりながら進めていく事が重要。よって座長の役割は大きい。

福祉事務所:話は途切れなかった。講演を受けての感想で徐々に盛り上がり、話をしだすところで終わった印象。札幌からの参加者が多かったので、地方勢には刺激になった。ポスター等の啓もう活動の効果も聞いた。職域が異なるグループなので、自分の仕事や職場の説明をしてからの話になってくるので時間がかかってしまう。

その他:カスハラは一年を通してやった結果、「当局と同じことをするなら自治労でやる必要はない」との意見も聞かれる。当局はハラスメントを受けた後についての対応がメインのように思えるので、組合ではハラスメントを受けないような職場づくりが必要。

集会の開催は組合員から多くの声を集めることを目的とし、課題解決を実現させるのは幹事の仕事である。

「声を集める」→「実現させる」→「成果を組合員に伝える」のサイクルをしっかりと行うべき。

結果

- 集会の際には取り組みの報告の時間を入れる。
- 集会への参加者増を目指し、多くの現場から声を集める。課題解決は幹事の役割である。

⑤2025 年「道政への要求と提言」について

1月 17 日(金)に道庁との意見交換会実施。

4) 第 3 回障労連幹事会、2025 年度総会および学習会

- 日 時：2024 年 12 月 14 日 13：00～17：00
- 場 所：札幌 自治労会館 3 階会議室
- 参 加：16 名
- 講 演：災害が起きた時、どうする？平時からの課題解決を進める防災
- 講 師：NPO 法人防災したっけ代表理事 水野 綾香 氏

【内容】

災害時は支援者に対し、要支援者の方が多くなってしまう実態や、個人の身体の特性に合わせた災害時の対策が重要ということが話された。全体討論では講演を受けて会場から活発な意見が出された。近年町内会や近所付き合いが希薄化していく中で、「災害が起きた時にはたして近所での助け合いが成り立つのか。災害が起きた時に障害のある自分たちは死ぬしかないのではないか。」といった意見が出された。そうならないために平時からの防災と地域づくりが重要だということを学習した。

2. 今後の活動予定

- 1) 2025 年度道政との意見交換 (2025 年 1 月 17 日)
- 2) 2025 全道保育・福祉・介護討論集会 (2025 年 1 月 18 日)
- 3) 2025 年度第 2 回幹事会・第 1 回部会幹事会 (2025 年 4 月 26 日)

◆2025 年度道本部社会福祉評議会 幹事会体制

役職	単組	名前	備考
議長	釧路市役所ユニオン	飯田 健介	
副議長	当別町職労	水野 正樹	保育部会長
副議長	札幌市職連	佐々木 謙	介護部会長
事務局長	道本部	宇野 弘幸	道本部執行委員（社福評担当）
幹 事	増毛町職労	工藤 早紀	保育部会副部会長
幹 事	札幌市職連	浦崎 雄樹	保育部会副部会長
幹 事	道社事労福祉村支部	寺林 伸仁	介護部会副部会長
幹 事	札幌市職連	星野 敦子	介護部会副部会長
幹 事	全道庁労連上川総支部	神成 和江	福祉事務所部会副部会長
幹 事	函館市職労	小泉 隆一	福祉事務所部会副部会長
幹 事	札幌市職連	林 祐輔	政令
幹 事	全道庁労連胆振総支部	斉藤 慶	全道庁
幹 事			公共民間
特別幹事	札幌市職連	門崎 正樹	本部社福評事務局長

※ この間、社会福祉評議会の部会的扱いをしていた障労連・社協ネットについては、2024年度から独立組織として運営する。

◆2025 年度自治労本部等への派遣役員

役職	氏名	所属単組
本部社福評事務局長	門 崎 正 樹	札幌市職連
常任幹事	宇 野 弘 幸	北海道本部
全国幹事	飯 田 建 介	釧路市役所ユニオン
保育部会幹事	水 野 正 樹	当別町職労
保育部会幹事(学童)	浦 崎 雄 樹	札幌市職連
セーフティネット部会幹事	小 泉 隆 一	函館市職労
児童相談養育部会幹事	神 成 和 江	全道庁労連上川総支部
介護部会幹事	星 野 敦 子	札幌市職連
障労連幹事	本 間 英 樹	全道庁労連上川総支部
社事労協幹事	寺 林 伸 仁	道社事労福祉村支部
社協ネット幹事	喜 納 悠 介	白老社協
連合北海道地域医療・介護問題対策委員会委員	宇 野 弘 幸	道本部執行委員（社福評担当）

◆2025 年度道本部障労連・幹事会体制

役職	名前	所属地本・単組	任期	職 場
代 表 (兼特別幹事)	本間 英樹	全道庁上川	留任	上川総合振興局社会福祉課
副 代 表	平尾 猛	全道庁十勝	留任	帯広建設管理部
副 代 表	調整中	他市町村職		
事務局長	奈良 智	札幌市職連	留任	札幌市障がい者更生相談所
幹 事	井深 聡信	全道庁札幌	留任	札幌建設管理部
〃	谷津 克記	全道庁札幌	留任	石狩振興局課税課
〃	前田 和哉	札幌市職連	留任	札幌市財政局管財課
〃	平松 武之	全道庁空知	新任	空知農業改良普及センター

◆2025 年度道本部社協ネット・幹事会体制

役職	氏名	所属地本・単組	職場
代 表	喜 納 悠 介	白老社協	地域福祉課
副 代 表	調整中		
事務局長	高 橋 修 一	道社協	
幹 事	森 望	札幌社協	札幌市中央区社会福祉協議会
幹 事	調整中	道社協	
幹 事	調整中		
幹 事	調整中		

東北地連社会福祉評議会報告

2024 年 12 月 報告者：菊地(宮城県本部)

活動経過報告

(1) 2025 年度 東北地連社会福祉評議会 総会・第 1 回幹事会

日時：2024 年 11 月 27 日（水）13：00～15：00 場所：新潟市万代市民会館

- ・役員の交代について
- ・各分会・県本部取り組み報告
- ・東北地連福祉集会・保育集会（2025 年 6 月 7 日～8 日開催：新潟県）について
- ・当面する日程について

今後の活動予定

(1) 2025 年度 東北地連社会福祉評議会 第 2 回幹事会

日時：2024 年 2 月 8 日（土）13：30～16：00 場所：宮城自治労会館

- ・役員の交代について
- ・各分会・県本部取り組み報告
- ・東北地連福祉集会・保育集会（2025 年 6 月 7 日～8 日開催：福島県）について
- ・当面する日程について

(2) 2025 年度 東北地連社会福祉評議会 第 3 回幹事会

日時：2025 年 4 月 19 日（土）13：30～16：00 場所：対面（仙台市）または WEB 併用

- ・2025 東北地連福祉集会・保育集会について
- ・役員の交代について
- ・各分会・県本部取り組み報告
- ・当面する日程について

(3) 2025 年度 東北地連社会福祉評議会 第 4 回幹事会

日時：2025 年 6 月 7 日（土）10：00（2025 東北地連福祉・保育集会前段）

内容：最終打ち合わせ

(4) 2025 東北地連福祉・保育集会（案）

日時：2025 年 6 月 7 日（土）13：30 ～8 日（日）11：30

場所：新潟県 新潟駅近郊で開催予定

内容：1 日目 議長挨拶、地連事務局提起、本部提起、分科会

分科会テーマ（案）

- ① 「介護現場の現状と課題」
- ② 「生活福祉について（生活困窮者への対応、子どもの貧困 等）」
- ③ 「より良い保育職場を実現するために」
- ④ 「共生社会の実現に向けて（障害児支援、インクルーシブ保育など）」

2 日目 分科会報告、記念講演、閉会

2024.11～ 地連社会福祉評議会幹事体制

	役 職	名 前	県本部	単組名
1	議 長	橋本 慎太郎	青森県本部	横浜町職組
2	副議長	石垣 達也	岩手県本部	宮古市職労
3	事務局長	菊地 大祐	宮城県本部	塩釜市職労
4	幹 事	長橋 大輔	秋田県本部	仙北市職労
5		樋口 俊樹	新潟県本部	南魚沼市労連
6		小松 広祈	山形県本部	酒田市職労
7		服部 孝徳	福島県本部	会津坂下町職労
1	本部社福評	常任幹事	菊地 大祐	宮城県本部 塩釜市職労
2		介護部会幹事	前田 光洋	新潟県本部 直属支部（担当執行委員）
3		保育部会幹事	戸澤 幹	青森県本部 弘前市労連
4		児童相談養育部会幹事	千代窪 司	宮城県本部 美里町職労
5		セーフティネット部会幹事	調整中	秋田県本部 確認
6		社協ネット幹事	調整中	福島県本部 確認
7		障労連全国幹事	山口 健太	秋田県本部 秋田県職連合
8		社事労協幹事	小松 理大	福島県本部 福島県社事労
1	東北地連	戸澤 幹	青森県本部	弘前市労連
2		川端 香子	岩手県本部	花巻市職労
3		千代窪 司	宮城県本部	美里町職労
4		長橋 大輔	秋田県本部	仙北市職労
5		篠澤 結佳	山形県本部	上山市職労
6		松崎 利香	福島県本部	いわき市職連合
7		太田 真理子	新潟県本部	村上市職

	15・16	17・18	19・20	21・22	23・24	25	26	27・28	29・30	31・32	33・34	35・36	備考
地連	宮城	福島	山形	新潟	秋田	青森	福島	岩手	宮城	福島	山形	新潟	
	福島	山形	新潟	秋田	青森	岩手	宮城	福島	岩手	山形	新潟	秋田	
	岩手	秋田	青森	山形	新潟	宮城	福島	福島	岩手	秋田	青森	山形	
本部	新潟	宮城	山形	山形	岩手	青森	福島	秋田	新潟	宮城	山形	岩手	
保育部会幹事			青森・福島	福島	秋田	新潟	宮城	宮城	山形	岩手	青森	福島	
介護部会幹事			山形	山形	福島	秋田	新潟	新潟	宮城	山形	岩手	青森	
セ・フ・ア・ネット部会幹事				宮城		福島	秋田	秋田	新潟	宮城	山形	岩手	
社協ネット代表			岩手・山形		山形	福島	福島	青森	岩手	山形	福島	青森	
社労協幹事		青森	福島	福島	秋田	福島	秋田	福島	岩手	山形	福島	青森	
障労連全国幹事				調整中	秋田	福島	秋田	岩手	青森	福島	秋田	福島	
児童相談養育部会幹事			岩手			山形	岩手	岩手	青森	福島	秋田	新潟	

	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	備考
福祉保育集会	岩手	宮城	福島	新潟	山形	中止	中止	W E B	宮城	福島	新潟	山形	秋田	青森	岩手	宮城	福島	新潟	山形	秋田	青森	岩手	

＜輪番表(案)の作成手順＞

- 1: はじめに、地連三役と本部の保育部会幹事について、これまでの輪番を継承し割り振りしました。
 - 2: 次に障労連全国幹事を秋田県本部と福島県本部の2県による交互の輪番で割り振りました。
 - 3: 次に介護部会2022年度介護部会幹事(福島県本部)を基準に、保育部会幹事の輪番を踏襲した順番(福島⇒秋田⇒新潟…)で割り振りました。
 - 4: 次に全体を見直し、年度ごとになるべく各県本部が均等になるよう割り振りしました。
- ★: 自治労社福評運動を推進する立場で、輪番表は作成したもの本部各部会の議論による選出(鹿嶋さんや白岩さん等)の方については、本部各部会の役員体制を地連社福評として尊重(地連輪番表に固執しない)することにして如何でしょうか。仮に鹿嶋さんと白岩さんが、本部各部会の議長を継続した場合、2023年度の社協ネットは青森県本部から宮城県本部となり、社事労協は新潟県本部から山形県本部が担う形となります。この場合の青森県本部と新潟県本部は単に輪番をお休みすることになります(輪番表は崩さない)。

＜輪番表（案）の作成手順＞

※2024年以前は実績を記載。

○全体を見通し、年度ごとになるべく各県本部が均等になるよう割り振りしました

○地連社福評「三役（議長・副議長・幹事）」に該当しない県本部は、「幹事」を選出する。（通年）

○「保育ネットワーク代表」は、全ての県本部が選出する。（通年）

・「障労連全国幹事」の輪番について…秋田県本部と福島県本部の2県による交互の輪番で割り振り。

・「社事労協」の輪番について…宮城県と新潟県に社事労協がないため、輪番から抜かした。

・「保育部会幹事」の輪番について…青森県に保育職組合員がおらず保育部会は存在しないが、子育て支援課等職員から選出してもらうよう依頼をかける。

・「児童相談養育部会幹事」の輪番について…長年調整中となっていたが、2025年次宮城県本部からの選出が見込めたため、輪番を作成。児童相談所職員でなくてはならないという縛りを緩和し、近しい職種・児相に関わる職種の方から選ぶこととする。

☆自治労社福評運動を推進する立場で輪番表は作成したが、本部各部会の議論による選出の方については、本部各部会の役員体制を地連社福評として尊重し、地連輪番表に固執せず柔軟な対応を取って良い。輪番を超えて役員を継続する場合は、本部は単に輪番をお休みすることになります（輪番表は崩さない）。

社会福祉評議会（関東甲地連）報告

① 2024～2025 年度 活動報告

1. 幹事会

- ・2024年10月18日（金）第4回 衛生医療評・社会福祉評合同幹事会（対面）
◎2024年「住民の健康と福祉を守る集会」の開催について
 - ・2024年11月25日（月）第1回 衛生医療評・社会福祉評合同幹事会（ZOOM）
◎2024年「住民の健康と福祉を守る集会」の総括
◎2025年「住民の健康と福祉を守る集会」の開催および開催方法について
 - ・日時：2025年9月12日（金）～9月13日（土）
 - ・場所：「日本教育会館」（東京都千代田区）
 - ・内容：（1）基調講演
（2）分科会
 - ①衛生医療関係 ②生活保護関係 ③保育関係 ④児童相談養育関係
 - ⑤介護保険関係 ⑥障害者関係 ⑦学童保育関係
- （2025年度の会議運営等の担当は「衛生医療評」）

2. 2024年「住民の健康と福祉を守る集会」の開催

日時：2024年10月18日（金）13:45～10月19日（土）11:45

場所：「ライトキューブ宇都宮」（栃木県宇都宮市）

参加：7都県本部96名（社会福祉評69名）

内容：（1）基調講演

『「健やか」な職場環境づくりに向けて』

～住民を守るために不可欠な職員・職場のこころのケア～

講師：大杉 寛氏（東京都立大学法学部教授）

（2）分科会

①衛生医療関係 ②生活保護関係 ③保育関係 ④児童相談養育関係

⑥障害者関係

※各分科会に基調講演の講師の大杉教授と自治労組織内岸まきこ参議院議員が参加。

⑤介護保険関係、⑦学童保育関係は人数が少なかったため行わず。

（2024年度の会議運営等の担当は「社会福祉評」）

3. 役員体制

議長	古林 明郎（東京都本部）
副議長	深沢 満（神奈川県本部）
事務局長	松木 友幸（山梨県本部）～2024年11月
	三井 裕子（山梨県本部）2024年11月～
幹事	堀井 優也（群馬県本部）～2024年11月
	岩崎 可奈（群馬県本部）2024年11月～
幹事	山家由希子（栃木県本部）
幹事	柳生 貴史（茨城県本部）
幹事	前原 朝子（埼玉県本部）
幹事	海老原 剛（千葉県本部）～2024年11月
	※調整中（千葉県本部）2024年11月～

※自治労本部社福評常任幹事 古林 明郎（東京都本部）

4. 今後の予定

幹事会

- ・2025年3月1日(土)第2回 衛生医療評・社会福祉評合同幹事会(対面)
◎2025年「住民の健康と福祉を守る集会」の開催について
- ・2025年6月 日()第3回 衛生医療評・社会福祉評合同幹事会(ZOOM)
- ・2025年9月12日(金)第4回 衛生医療評・社会福祉評合同幹事会(対面)
◎「住民の健康と福祉を守る集会」の開催について

○自治労本部社会福祉評議会役員

副議長	前原 朝子(埼玉県本部)	
常任幹事	古林 明郎(東京都本部)	
全国幹事	堀井 優也(群馬県本部)	山家由希子(栃木県本部)
	草地 孝幸(茨城県本部)	小山 充(埼玉県本部)
	福原 郷史(千葉県本部)	深沢 満(神奈川県本部)
	土橋 信裕(山梨県本部)	
	※東京都本部は、調整中	

職域部会幹事

保 育 部 会	徳田 武史(東京都本部)
	山家由希子(栃木県本部)
	押見 隆至(東京都本部)
介 護 部 会	後藤 紀行(東京都本部)
セーフティーネット部会	深沢 満(神奈川県本部)
児童相談養育部会	渡辺 雄二(東京都本部)
社会福祉事業団労組協議会	※調整中
障害労働者全国連絡会	江見 英一(東京都本部)
社会福祉協議会労働組合ネットワーク	安藤 徹(東京都本部)

北信地連活動報告

活動経過報告（2024.8～2024.11）

▶活動なし

今後の活動予定（2024.12～）

▶2025 年度第 1 回幹事会
未定

役員体制

役職	氏名	県本部	単組
地連議長	北嶋 真人	富山	富山市職労
常任幹事	伊原 尚子	福井	越前市職
保育部会幹事	降旗 真一	長野	松本市職労
介護部会幹事	越 究人	石川	陽風園労組
児童相談養育部会幹事	北嶋 真人	富山	富山市職労
セーフティーネット部会幹事	亀間 妙子	福井	越前市公共サービスユニオン
社事労協幹事	明間 悠哉	福井	ふくい福祉事業団労組
障労連幹事	調整中		
社協ネット幹事	調整中		
長野県本部選出全国幹事	調整中		
富山県本部選出全国幹事	坂田 毅治	富山	富山県職労
石川県本部選出全国幹事	菅原 明浩	石川	石川県職労
福井県本部選出全国幹事	坪内 利子	福井	越前市社協労組
本部三役（副議長）	伊原 尚子	福井	越前市職
本部セーフティーネット・ 児童相談養育対策PTメンバー	橋本 達昌	福井	越前市公共サービスユニオン
事務局	中村 隼人	富山	富山県本部（県本部）

東海地連

未稿

近畿地連

◎前回社福評拡大全国幹事会以降の経過

1. 幹事会の開催

○2024年度 第6回 2024年9月11日（水）（PLP 会館：大阪市）

<報告事項>

ア. 中央社福評／近畿地連関係

イ. 各府県本部取り組み報告

<協議事項>

ア. 2025年度近畿地連社福評総会・第17回福祉集会の開催について

【開催日程】

2024年1月25日（土）、26（日）

【場 所】

ひょうご共済会館（兵庫県）

→1月に開催を予定する総会・福祉集会について検討を行った。講演のテーマは、「片づけ方・整理整頓」で現在講師調整中。

分科会の分け方については、こども全体にかかる課題について取り扱う「こども分科会」、保育現場での課題を取り扱う「保育分科会」要配慮者の備蓄食について考える「高齢・福祉分科会」3つとすることとし、それぞれの分科会の担当者を決めて次回幹事会までに各自検討を進めてくることとした。

イ. 近畿地連保育士意見交換会の開催について

→近畿地連において、部会のような活動ができていない現状を踏まえて、保育現場にかかる課題等について意見交換を行い、地連レベルで活動を推進していく目的で、新たに開催を行うこととし、詳細について幹事会で議論を行った。

●開催内容について

開催日程：10月20日（日）10時～11時30分

開催場所：PLP 会館4階小B会議室

開催内容：①全国における保育にかかる取組等について（全国幹事からの情報提供＋質疑）

②各府県本部の保育現場における課題や組合としての取組状況について（テーマ：ICT 保育、看護師の配置、こども誰でも通園制度）

参加要請：各府県本部地連幹事、全国保育部会幹事、各府県本部保育士（2名程度）（合計20名）

ウ. 次年度以降の役員体制について

- ①全国幹事を含む各府県本部の役員体制の確認
- ②次期事務局長について

エ. 近畿地連総会について

○2025年度 第1回 2024年11月13日(水)(PLP 会館:大阪市)

<協議事項>

ア. 2025年度近畿地連社福評総会・第17回福祉集会の開催について

【開催日程】

2025年1月25日(土)、26(日)

【場 所】

ひょうご共済会館(兵庫県)

→1月に開催を予定する総会・福祉集会について検討を行った。具体的なタイムテーブルや分科会での実施内容について議論を行った。

●実施タイムテーブルについて

(1日目)

13:30 受付開始

14:00 総会開会 主催者・地元県本部・来賓あいさつ、議案確認、新旧役員交代

14:40 基調提起 自治労本部 社会福祉評議会 佐藤 剛士 社福評議長(熊本県本部)

15:20 休憩

15:30 講演(一般社団法人 くらしと片付け研究所 代表理事 遠藤 律子 氏)

17:00 講演終了

17:30 懇親会

■備考

1月25日(土) 10時から13時に全国幹事会(佐藤議長・寺田は会場からWeb参加)

(2日目)

9:30 受付開始

10:00 分科会(第1分科会:こども 第2分科会:保育 第3分科会:高齢・福祉)

12:00 分科会終了

●分科会のテーマについて

第1分科会:不適切保育について

第2分科会:保育におけるおもちゃの使い方

第3分科会:要配慮者の備蓄食について

イ. 近畿地連保育士意見交換会の開催について

→10月20日に開催した意見交換会の総括を行った。詳細は別欄に記載。

●開催内容について

開催日程：10月20日（日）10時～11時30分

開催場所：PLP 会館 4 階小 B 会議室

開催内容：①全国における保育にかかる取組等について（全国幹事からの情報提供+質疑）

②各府県本部の保育現場における課題や組合としての取組状況について
（テーマ：ICT 保育、看護師の配置、こども誰でも通園制度）

参加要請：各府県本部地連幹事、全国保育部会幹事、各府県本部保育士（2名程度）
（合計20名）

ウ. 次年度以降の役員体制について

→新年度の体制について検討し、事務局長については成り手不足の現状から、輪番制を採用し決定することとし、次年度以降の輪番順を決定した。

2. 近畿地連保育士意見交換会について

開催日程：10月20日（日）10時～11時30分

開催場所：PLP 会館 4 階小 B 会議室

開催内容：①全国における保育にかかる取組等について（全国幹事からの情報提供+質疑）

②各府県本部の保育現場における課題や組合としての取組状況について
（ICT の活用状況、看護師の配置こども誰でも通園制度）

参加人数：（滋賀4人 京都2人 奈良2人 和歌山3人 大阪2人 兵庫3人）
計16人

感想

各幹事や参加者からの声を要約すると、課題や取り組み状況の共有では、ICT 保育の活用状況や看護師の配置において、各単組や府県本部において、取り組み状況や進み方が大きく違うことが確認できた。当局との交渉の際に、こういった情報が有効となることがあると思うので、近畿地連で繋がって情報共有していくことが必要であることが改めて確認された。

今後の方向性

今後も年に回数を決めて実施する方向で、内容等を検討することとなった。次回について、総会・福祉集会時にという案もあったが、準備等役員負担も大きいことから、総会・

福祉集会時にその次を案内できるぐらいのスケジュールで設定することとした。内容については、全国幹事の阪本さんとも相談して、今後決めていくこととした。

3. 当面の取組について

●2025年度 第2回幹事会

2025年1月19日（日）、ひょうご共済会館（兵庫県）にて開催予定

●2025年度近畿地連社福評総会・第17回福祉集会

2025年1月25日（土）/ 26日（日）、ひょうご共済会館（兵庫県）にて開催予定

中国地連社会福祉評議会報告

1. 役員体制

役 職	氏 名	県本部
議 長	松 本 領 太	島 根
副 議 長	林 加 津 樹	山 口
事務局長	間 庭 康 裕	岡 山
幹 事	田 原 寛 之	岡 山
〃	源 内 章 文	広 島
〃	高 口 夏 実	鳥 取
〃	和久利 裕 大	島 根
〃	河 村 典 子	山 口

2. 地連選出役員

役 職	氏 名	県本部
常任幹事	松 本 領 太	島 根
全国幹事	間 庭 康 裕	岡 山
〃	西 圭 司	広 島
〃	中 野 辰 彦	鳥 取
〃	田 中 文 也	島 根
〃	河 村 典 子	山 口
保育部会	今 中 佳 代	鳥 取
介護部会	大 賀 陽 世	山 口
セーフティーネット部会	高 松 寿 弥	広 島
児童相談養育部会	中 村 謙 治	岡 山
社会福祉事業団労組協議会	江 藤 広 志	島 根
障害労働者全国連絡会	藤 吉 忍	広 島
社会福祉協議会ネットワーク	明 里 修 平	鳥 取

3. 活動経過報告（2024.8～）

（1）第4回拡大幹事会

日 時：2024年10月6日（日）

場 所：Web会議

議 題：①第31回地連保育・福祉集会について（反省）

②中国地連定期大会事前会議について

③中国地連社会福祉協議会2024報告・2025方針（案）について

④その他

（2）第5回幹事会

日 時：2024年11月29日（金）

場 所：ワークピア広島（広島市）

議 題：①中国地連第71回定期大会議案について

②役員体制について

- ③年間スケジュールについて
- ④第 32 回地連保育・福祉集会について
- ⑤その他

4. 今後の活動予定

(1) 第 1 回拡大幹事会

日 時：2025 年 2 月 16 日（日）

場 所：Web 会議

議 題：①第 32 回地連保育・福祉集会について
②その他

(2) 第 32 回地連保育・福祉集会

日 時：2025 年 9 月 7 日（土）～8 日（日）

場 所：鳥取県米子市（調整中）

四国地連報告

【活動経過報告】

- 8月14日の全国拡大幹事会以降で特に報告事項はありません。

【地連選出の役員各幹事】

四国地連選出の幹事等役員を、次のとおりとする。

社会福祉評議会役員 2024年7月～

	全国幹事	常任幹事	保育部会	介護部会	セーフティネット 部会	児童相談 養育部会	社事労協	障労連	社協ネット
香	松本 直樹	溝渕 照将				松本直樹			
徳	橋本 敦士			戸島明美	田口勇作				松本祐一
愛	檜垣 幸		檜垣 幸						
高	武内 昭憲						調整中		

○障労連・社事労協の四国地連選出の幹事がいないため、本部から選出要請がある。

【今後の活動予定】

（１）四国地連社会福祉評議会 第１回県本部代表者会議

○2024年 ○月 ○日（開催日は未定）

- 四国地連選出役員体制の確認について
- 四国地連保育学習会の開催について
- 今後のスケジュールについて
- 各県本部での取り組み状況について
- その他

（２）四国地連保育学習会

○開催地は高知県で決定（開催日時等は未定だが2025年5～6月を予定）

- 現在、開催日程・開催形態・学習内容について各県から意見を集約中。
- 今後、保育学習会の内容について協議・検討を進めていく。

九州地連社会福祉評議会活動報告

【2024 年 7 月 20 日第 2 回全国幹事会以降の活動】

○2024 年度九州地連社福評第 3 回幹事会（宮崎県宮崎市） → 台風接近により中止

日 時 : 2024 年 8 月 31 日（土）14:00～ 9 月 1 日（日）12:00

場 所 : 宮崎市民プラザ（会場視察も兼ねる予定）

議 題 : ①2025 年度第 20 回九州地連介護・福祉集会（宮崎）の開催について

②各県本部の取り組み報告

③特別分科会（保育部会）

④分散会（各部会）

⑤各部会代表者会場視察

上記幹事会中止決定後、当初から予定していた 2025 年度九州地連社福評第 1 回幹事会を、2024 年 11 月 23 日から 24 日にかけて、宮崎県宮崎市において開催することを改めて確認した。

○2025 年度九州地連社福評第 1 回幹事会（宮崎県宮崎市）

日 時 : 2024 年 11 月 23 日（土）14:00～ 11 月 24 日（日）12:00

場 所 : 11 月 23 日 ホテルひまわり荘

11 月 24 日 宮崎市民プラザ（会場視察を含む）

議 題 : ①2025 年度第 20 回九州地連介護・福祉集会（宮崎）の開催について

②各県本部の取り組み報告

③特別分科会（保育部会）

④分散会（各部会）

⑤各部会代表者会場視察

【今後の予定】

○2025 年度第 20 回九州地連介護・福祉集会編集会議（熊本県熊本市）

日 時 2024 年 12 月 25 日（水）10:30

場 所 自治労熊本県本部

内 容 ・集会運営確認及び役割分担
・集会資料校正作業

○2024 年度第 20 回九州地連介護・福祉集会（宮崎県宮崎市）

日 時 : 2025 年 1 月 18 日（土）13:30 ～ 1 月 19 日（日）12:00

場 所 : 宮崎市民プラザ

開催形式 : 対面

参加者数 : 約 200 人（交流会約 150 人）

日 程 :

<1日目>1月18日(土) 13:30~17:30

13:00 ~ 受付開始

13:30 ~ 開会・主催者挨拶・来賓挨拶(地元県本部)

13:45 ~ 基調報告 門崎 正樹さん(自治労本部社会福祉評議会事務局長)

14:40 ~ 記念講演

講演者 黒田 奈々さん(宮崎市議会議員)

演 題 「民主主義とジェンダー平等 ~アイスランド視察から~」

15:45 ~ 休憩・移動

16:00 ~ 課題別分科会(17:30 終了)

18:30 ~ 参加者交流会(宮崎観光ホテル東館 3F「碧耀 翠耀」)

<2日目>1月19日(日) 9:30~12:00(職域・分野別分科会、終了後解散)

◆第1分科会 介護労働者・介護事業者の運動課題の交流

◆第2分科会 保育所・認定子ども園・幼稚園・児童館などの運動課題の交流

◆第3分科会 生活保護業務・生活困窮者自立相談支援業務の運動課題の交流

◆第4分科会 児童相談所職場の運動課題、市町村子ども福祉担当職場の運動課題の交流

◆第5分科会 社会福祉協議会の運動課題の交流

◆第6分科会 障労連組織強化についての現状と課題

分科会の内容

◆第1分科会(介護)

(テーマ)「介護職場の現状と課題 ~2040年を見据えて~」

(内 容) 1日目 講演「介護現場の現状と課題」

講師 天本 敬久さん(自治労本部介護部会部会長)

2日目 グループワーク(意見交換)

(司会者) 新栞 雄一(自治労本部介護部会幹事・鹿児島県本部)

(助言者) 天本 敬久(自治労本部介護部会部会長)

◆第2分科会(保育)

(テーマ)「幼児教育・保育をめぐる現状と課題」

(内 容) 1日目 講演「幼児教育・保育現場の課題と対策」

講師 徳田 武史さん(自治労本部保育部会部会長)

2日目 グループワーク(意見交換)

① 民営化・統廃合について

② 保育 ICTについて

③ 働き方・職場環境について

(司会者) 江藤 友美(自治労本部保育部会幹事・福岡県本部)

中吉 純也(自治労宮崎県本部保育部会長)

(助言者) 徳田 武史(自治労本部保育部会部会長)

◆第3分科会（福祉事務所）

（テーマ）「生活保護と生活困窮者自立支援制度について」

（内 容）生活保護と生活困窮者自立支援制度における現状と課題を共有し、グループワークを通じて人員確保や業務効率化などについて交流をはかる。

（司 会）佐藤 剛士（自治労本部社会福祉評議会議長・熊本県本部）

◆第4分科会（児童）

（テーマ）「児童福祉問題の現状と未来を考える

～みんなで児童福祉の明るい未来を語ってみませんか～」

（内 容）1日目 基調提起 門崎 正樹さん（自治労本部社会福祉評議会事務局長）

グループワーク（意見交換）

2日目 グループワーク（意見交換）

① 改正児童福祉法の現状と課題についてディスカッション

② 2025年6月より施行される「司法審査導入」について学ぶ

③ 参加者で意見交換（職場実態等について）

④ 児童福祉の今後の明るい未来について語り合う（夢や希望について）

（司 会）佐藤 祐成 自治労本部社会福祉評議会常任幹事・宮崎県本部

（助言者）門崎 正樹 自治労本部社会福祉評議会事務局長

◆第5分科会（社協）

（テーマ）「社会福祉協議会におけるひきこもり支援とその課題」

（内 容）福祉制度の狭間にあるひきこもっている人やその家族の支援について、水俣市社会福祉協議会の取り組みを通して理解を深めるとともに、社協職員にとっての課題を考える。

（司 会）秋山 真輝（自治労熊本県本部社協ネット部会長）

（報 告）秋山 真輝（自治労熊本県本部社協ネット部会長）

◆第6分科会（障労連）

（テーマ）「障労連の組織化と組織拡大の課題について」

（内 容）1日目 講演「自立生活を目指して」

講師 永山 昌彦さん（YAH!DO みやざき）

2日目 講演「精神障害の理解を深めるには」

講師 小林 順一さん（宮崎もやいの会）

各職場における現状報告

（司 会）長瀬 隼規（自治労福岡県本部障労連部会長）

社会福祉評議会を取り巻く情勢と当面の取り組みについて

自治労社会福祉評議会

I. 社会福祉を取り巻く最近の情勢

1. 2025 年度予算案について

2024 年 12 月 27 日に 2025 年度予算案が閣議決定されました。一般会計で 115 兆 5415 億円となり、これまで最大の 2023 年度予算を 1 兆 1603 億円超え、過去最大となっています。高齢化に伴う年金・医療・介護などの社会保障費の拡大、日銀の利上げを受けた国債費の膨張、防衛費増額を受けた防衛費の拡大の 3 つが大きな要因となっており、社会保障費は 38 兆 2778 億円（前年度比＋5585 億円）、国債費は 28 兆 2179 億円（前年度予算比＋1 兆 2089 億円）、防衛費 8 兆 6691 億円（前年度比＋7519 億円）といずれも過去最大となりました。

歳入については、賃上げなどによる法人、所得、消費の主要 3 税全てが伸びることを見込み税収が 6 年連続で最高を更新していることから新規国債の発行は前年度比 19.2%減となっており、当初予算ベースでは 17 年ぶりに 30 兆円を下回りました。しかし、歳入の 4 分の 1 を借金である国債で賄う財政構造は続いており、2024 骨太方針において国と地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）を 25 年度に黒字化させる従来の財政再建の目標を 3 年ぶりに明記したものの、その姿勢はみられません。

社会福祉評議会関連では、厚生労働省・こども家庭庁の予算案はともに右肩上がりとなっています。厚生労働省は「少子高齢化・人口減少にあっても、国民一人ひとりが、安心して生涯活躍できる社会の実現」にむけ、「保健・医療・介護の構築」、「三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進」、「包摂的な社会の実現」を重点に要求を行うとし、予算案は一般会計で 34 兆 2904 億円となり、2024 年度当初予算に対して 4715 億円の増となっています。

また、こども家庭庁は、「こども未来戦略」で示された「加速化プラン」に盛り込まれた事業を本格的に実行するために必要な予算に加え、こどもの自殺対策、いじめ防止・不登校対策など、「加速化プラン」以外の重要課題についても必要な予算を要求するとし、予算案は一般会計と特別会計を合わせ 7 兆 3270 億円となり、一部厚生労働省計上分を含んだ 2024 年度当初予算に対して 1 兆 1063 億円の増となっています。

2. 子ども・子育て関係について

「こども誰でも通園制度」について、2026 年度からの法定給付による本格実施

を見据えて、2025 年度のこども誰でも通園制度は、子ども・子育て支援交付金の新たなメニュー「乳児等通園事業」として実施されます。人口規模に応じた自治体ごとの補助上限を設けてその範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、自治体における提供体制の整備を促すねらいがあります。なお実施については、こども家庭庁が設置する「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」において、2025 年度からの制度化と 2026 年度からの本格実施に向けて検討が必要な各論点を検討し、2024 年 12 月 26 日に取りまとめを公表しています。

2024 年度の試行的事業の実施自治体は 2024 年 11 月 30 日現在、実施予定の 5 自治体を含め 118 自治体、実施事業所は 801 か所となっています。その中で公立施設は全体の 17.9%にあたる 143 か所に過ぎない状況です。2025 年度は翌年の本格実施を控え、多くの自治体の公立保育所が事業を実施すると考えられます。単組における当局の動きや情報、必要に応じて事前協議を行うなど注意が必要です。

本制度については、行政の支援が届きにくかった未就園児に対する施策として必要な制度であることは異論の余地がありません。しかし、本事業を実効性のあるものとするためには、本制度の主旨を踏まえ必要十分とされる保育士の人材確保が大前提となります。「保育士の数が足りない」、「休暇が取得できない」、「長時間労働」、「持ち帰り残業」といった声が恒常的にあがる保育職場の状況を改善することなく事業を実施することは、本制度はおろか通常の保育まで質の低下を招くことは明らかです。本制度による「子どもの最善の利益」の確保にむけ、県本部と連携し施行的事業や乳児等通園事業の実施単組における課題を明らかにし、国に対し十分な検証と議論を求めなければなりません。

保育士の配置基準については、2024 年 4 月から 3 歳児、4・5 歳児の最低基準が改正されました。当分の間はこれまでの基準で運営することを妨げないとした経過措置が設けられていますが、国が保育の質の維持・向上のために必要であるとして定める最低基準を、公立保育所が率先して遵守する取り組みが必要不可欠です。こども家庭庁の調査では 2024 年 7 月現在、公立施設（幼稚園・保育所・認定こども園）で 93.1%が 3 歳児の配置基準を、94.7%が 4・5 歳児の配置基準を満たしている結果となっていますが、単組においては、再度、配置状況等の点検を行い、未改善の自治体にあつては早急に改善を求めなければなりません。

また、2025 年度予算案における対応方針が明らかになった 1 歳児の職員配置改善は、公定価格上の加算措置とし、配置以外の要件として①処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの全てを取得している、②業務において ICT により「登園管理」を活用し、併せて「計画・記録」、「保護者連絡」、「キャッシュレス決済」のうち 1 機能以上の ICT 機器を導入し活用している、③施設・事業所の職員の平均経験年数が 10 年以上の 3 点すべてを満たした場合としています。これらをすべて満たす民営施設は限定的と考えられ、保育士の確保を踏まえた対応策としても、最低基準の改善はおろか保育の質の維持・向上という目的から程遠い内容となっています。また、公立施設の扱いは言及されておらず、この点についても合わせて、組織内国会議員や協力国会議員を通した国会・省庁対策が必要です。

3. 介護・障害福祉サービス関係について

国は、介護・障害福祉の職場で働く職員について、2024年度の報酬改定の処遇改善加算による賃上げ効果などで2024年度に2.5%、2025年度に2%の賃上げをめざすと掲げましたが、2024年連合春闘におけるベア含む賃上げは5.17%となるなど、全産業平均の賃金格差はさらに広がりかねず、他産業への労働者の流出が懸念されます。2023年度の要介護認定者は705万人で前年度より8万人増となる一方、2024年12月25日に厚生労働省が公表した「介護サービス施設・事業所調査」結果では、2023年（10月1日現在）の介護施設や事業所で働く職員は2,126,000人で初めて前年度より減少し、とりわけ介護職員数は29,000人減と介護保険制度が始まった2000年の統計開始以降、初めての減少となっています。

事業所についても、12月26日に厚生労働省が介護給付費分科会で報告した「介護報酬改定の効果検証に関する調査結果」（2024年6月～8月のサービス提供状況）によれば、訪問介護について休止・廃止した事業所は563カ所（前年度45カ所増、理由は「人員不足」が最多）、居宅介護支援について休止・廃止した事業所は615カ所（前年度32カ所増）となっており、いずれも前年度より増加となっています。

また、東京工商リサーチ調べによれば、2024年1-12月の「介護事業者」の倒産・休廃業・解散は748件で、同調査の過去最多（2022年638件）を大きく上回っている状況です。業種別では訪問介護529件（過去最多2023年427件）、通所・短期入所126件（同2022年131件）、有料老人ホーム43件（同2018年39件）、その他86件（同2018年76件）となっており、通所・短期入所も30社超の連鎖倒産が発生した2022年を下回りますが、連鎖倒産を除くと実質、過去最多ペースで推移しています。

ガソリン代や光熱費、介護用品などの価格上昇を価格転嫁できず、業績が悪化するケースも目立っており、訪問介護の基本報酬のマイナス改定はもとより、全体の改定率が物価高騰等の経済情勢に全く追いついていないことが窺えます。

2024年度補正予算、2025年度予算案ではとくに訪問介護について、人員確保・職場環境や体制強化に関連する予算は計上されていますが、報酬そのものについての措置が必要であり、3年に一度の報酬改定についても社会経済情勢に直結できる報酬改定の手法が求められます。

なお、2024年度補正予算において、他産業の選択・他産業への流出を防ぐための緊急的な賃金の引き上げ、職場環境の改善により職員に離職防止・職場定着を目的として、職場環境改善等の経費や介護・障害福祉職員等の人件費に充てることを可能とする「介護人材確保・職場環境改善等事業」、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業」の予算が成立しています。要件は処遇改善加算の取得、職場環境改善等に向けた取り組みを行い、そのための計画を都道府県に提出することとしています。詳細は未定ですが、申請に備え、これらの事業を活用できる体制を準備しておくことが重要です。

4. 生活保護、生活困窮自立支援について

生活扶助基準については5年に一度、年齢階級・世帯人員・級地別の分析を行い、大きな見直しを行っています。直近である2023年10月の改定では、一般低所得者世帯の消費水準との比較において高齢世帯を中心に基準引き下となる世帯が多い内容となり、物価高やコロナの影響といった当時の社会経済的情勢を勘案していないという世論から、2023年度～2024年度は比較対象となる低所得者世帯の消費水準に1,000円を加算することにより生活扶助費を引き上げ、現行基準以上を維持することとした臨時的・特例的な措置となりました。

2025年度以降の見直しにあたり、財務省は、臨時的措置に合理的な算定根拠はなく一般低所得者世帯との間で大きな不均衡を生んでいるとして措置の解除を意見していましたが、12月の財務大臣と厚生労働省大臣の事務折衝において、上昇基調にある物価高、賃上げなどによる緩やかな消費増を考慮し、特例措置を延長し、2025年度～2026年度について、2023年度に比較対象とした低所得者の消費水準に1,500円を加算（前回特例措置に+500円）する形で生活保護基準を引き上げ、それでもなお、基準引き下げとなる世帯は現行基準を保障するという決着となりました。厚生労働省は、受給世帯のおよそ58%にあたる94万世帯で基準額が引き上げとなるとしています。

また、2027年度以降の生活扶助基準については、前回と同様に今後の社会経済情勢等の動向を見極め、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を2027年度予算の編成過程において改めて検討するとしており、その際には、5年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、1年前倒しでの実施を図り、その検証結果を適切に反映するとしています。

前回に引き続き、世論を背景に政治決着をみた形となりますが、いみじくも財務省の意見のとおり、加算額にも合理的な算定根拠はなく、この額が社会経済情勢を適切に反映したものとは言えません。この特例措置が一度ならず二度まで続いたことは、5年に一度の定期検証・基準額の算定方法が急激に変化する社会経済情勢の変化に全く対応できていないことを意味しています。自治労としても、2月に厚生労働省に対し、生活保護基準の見直しの改題も含め、生活保護・生活困窮者自立支援施策に関する要請・意見交換を行う予定です。

すでに一部が施行されている生活保護法、生活困窮自立支援法等の改正については、居住支援強化と両制度・支援関係機関等の連携強化が盛り込まれています。2025年度4月1日から、居住支援については、自立相談支援事業・重層的支援体制整備事業における住まい・入居後の生活支援相談の明確化、一時生活支援事業改め居住支援事業実施の努力義務化、地域居住支援事業による見守り支援期間の柔軟化等が施行され、両制度・支援関係機関等の連携強化では、生活保護について、枠組みのなかった関係機関との連携を行う会議体の設置、生活保護受給者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業の自治体任意事業としての法定化、都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の枠組みの創設、生活困窮自立支援では、支援会議設置の努力義務化、就労支援準備事業・家計改善支援事業の全国実施の推進、生活保護受給者が生活困窮者向けの3事業を利用できる一体実施の仕組み

の創設等が施行されます。生活保護や生活困窮支援に、居住問題や両制度の連携が必要不可欠なことは明らかなですが、とくに居住支援については、自治体の福祉現場として、必ずしもなじみがあつた分野とはいえ、これらの制度を実効性のあるものとするために、業務負担増に見合った人員の確保が重要となります。

5. 児童虐待関係について

2024年9月、こども家庭庁は2023年に公表した速報値に計上すべきではないケースが計上されたとして、2022年度の児童相談所による児童虐待相談対応件数を再集計し公表しています。確定値の件数は21万4,843件で速報値より4,327件減少していますが、2021年度より3.5%増えており、やはり過去最多を更新しています。また、相談の内容別件数が多い順に心理的虐待、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待となっていること、相談の経路別件数が多い順に警察等、近隣知人、家族親戚、学校となっていることに変動はありません。

公表ごとに過去最多を更新し、内容別件数、経路別件数、増加要因の分析についても二十数年以上変わることがないなど、これまで何度も児童福祉法が改正されていますが、虐待相談対応件数の増加、虐待による死亡事件も後を絶ちません。2024年4月から改正児童福祉法が施行され、2025年6月からは一時保護時の司法導入が実施されます。本部としても児童相談所や市区町村の体制強化に伴う財源確保を求めています。児童福祉法に定められた、これらの多大な業務増を伴う施策をただ重ねることが、本当に児童虐待の防止につながるのかを改めて考える必要があります。

前述した一時保護時の司法審査に関しては、2024年1月に「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」が公表され、それに基づき試行運用を行った実施自治体の意見も踏まえ、「一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム」において議論が行われ（自治労も単組からの意見を集約し、2024年10月にこども家庭庁に対し、課題等の意見交換を実施）、2024年12月にマニュアル確定版が公表されました。こども家庭庁は、今後はについて、順次、Q&Aの発出、一時保護決定通知書様式例等の提示、一時保護時の司法審査手続における戸籍謄本等の広域交付の活用に関する通知の発出等を行うとともに、施行に向けてマニュアル等の周知を徹底していくとしています。自治労として、今後もマニュアルの実効性やマニュアル記載以外の課題等も含め現場からの意見を反映していく取り組みを行っていきます。

6. 社会福祉評議会の組織強化・拡大について

2024年6月現在の組合員数（登録人員）は67.7万人で、2023年に比べ1.2万人の減となり、組合員数の長期にわたる減少傾向は歯止めがかかりません。2023年の自治労組織基本調査によれば、社会福祉評議会関係職場においても、調査項目の

あった4年前に比べ1.1万人減の9万人となっています。また、全単組の新規採用者の組合加入についても、10月現在、全採用者の58.6%に過ぎない状況です。

組合員の減少は、本部・県本部財政を圧迫し、集会を含めた運動・活動の維持・支援を困難にするだけでなく、対政党や対中央省庁、対当局における影響力・発信力・交渉力等の縮小、ひいては自治労運動そのものの持続性が危ぶまれることにつながります。

社会福祉評議会の運動は、「職場の困りごと」を共有化し、現場実態を通じて、政策提言など社会福祉の拡充と労働者の地位向上・処遇改善をめざした運動をつくることにあります。その前提となるのが組織強化・拡大です。しかし、これまで新規採用職員の加入を含めた組織強化・拡大の取り組みについては必ずしも単組執行部と連動していない状況が見受けられます。社会福祉評議会に結集する私たちは「組織強化・拡大」の意識をさらに醸成させ、単組執行部と連携して取り組むことが必要です。

また、社会福祉評議会職場の半数を占める会計年度任用職員については、法改正により勤勉手当の支給が可能となりましたが、賃金を含めた処遇は未だ低水準に留まっています。会計年度任用職員の処遇改善は喫緊の課題であり、会計年度任用職員が職場で担っている業務量に見合った賃金水準となるなど処遇が改善することが、会計年度任用職員以外の職員も含めた職場全体の処遇改善につながるといえます。そのためには、組織率が約3%に過ぎない会計年度任用職員の組織化を進めるため、雇用形態に関わらず正規・非正規職員が一体となって取り組んでいく必要があります。

7. 第27回参議院選挙闘争の取り組み

自治労は、第97回定期大会で、2025年7月に行われる第27回参議院選挙全国比例区自治労組織内候補予定者として、「岸まきこ」現参議院議員を立憲民主党から擁立することを決定しています。

私たちの職場に密接に関わり、住民の生活に大きく影響する介護、保育、生活保護などの社会保障制度は、すべて政治の場で決定されます。

また、私たち自治体職員を含め公共サービス労働者の賃金・労働条件にも、法律や条例は大きく影響し、国家公務員の賃金も国会の議決を経た一般給与法により規定されます。

その意味で、労使の交渉だけでは超えられない壁があるのも事実です。公共サービス、とりわけ福祉の現場で働く私たちは、仮に政治に無関心であったとしても、好むと好まざるとに関わらず、政治に『無関係』ではられません。

これまで「岸まきこ」議員は、私たちの代弁者として、国会において福祉現場の思いや地方自治の重要性を国会で訴えてきました。社会福祉評議会の取り組みとして、私たちの労働条件や住民の福祉をさらに良いものにしていくため、各県本部・単組における集会、幹事会、部会等において、「岸まきこ」の名前を周知・徹底していくことが重要です。

Ⅱ. 当面の取り組みについて

これまでの社会福祉評議会の取り組みを継承しつつ、この間の社会福祉を取り巻く情勢の変化を踏まえて作成された 2024-2025 年度社会福祉評議会運動方針のもとで、制度に関する各動向への対応策を加えて、2025 年 8 月までの取り組みを記します。

1. 社会福祉職場の処遇改善・組織強化にむけた取り組み

○県本部・単組は、社会福祉職場における新規採用職員・未加入者をはじめ、会計年度任用職員など非正規職員、高年齢層職員の組織強化・拡大に積極的に取り組みます。

○県本部・単組は本部と連携して、地域福祉や福祉サービスの担い手である社会福祉協議会や社会福祉事業団の組織強化・拡大に取り組みます。

○じちろう共済（団体生命共済）への加入促進にむけ、評議会内における全国幹事会、「くらしとこどもの福祉を考える全国集会」において共済制度を周知し、新規採用者等の組織化と加入拡大を一体のものとして、共済推進運動の底上げをはかります。

2. 子ども・子育て支援に関する取り組み

○本部は、「3・4・5歳児職員配置等に関する実態調査」の結果を踏まえ、課題に応じて、こども家庭庁に要請を行うとともに、組織内および協力国会議員を通じた国会対策を行います。

○本部は1歳児の職員配置について、最低基準の変更による改善のための財源が確実に2025年度予算において措置されるよう国会対策を行います。また、諸外国に比較し、改正後の基準によってもなお改善の余地がある各年齢児の最低基準の改善を求めます。

○県本部・単組は、各自治体の条例改正を含めた公立保育所の職員配置最低基準の改善状況を点検し、基準を満たしていない単組にあっては、経過措置の有無に関わらず、保育の質の向上のため民間に率先して基準を満たすよう求めます。

○本部は、2026年度から法定給付として全国実施となる「こども誰でも通園制度」について、県本部および試行的事業を実施している自治体単組と連携し課題を洗い出し、必要な対策に取り組みます。また、法定給付を前に、2025年から本制度を実施する自治体が増加することが考えられることから、単組は、確実な実施にあたっての事前協議を当局に求めます。

○単組は、地方交付税にて措置されている処遇改善相当分の財源を活用し、とりわけ賃金水準の引き上げが急務である会計年度任用職員保育士、非常勤職保育士の賃金をはじめとした処遇改善を求め、保育職場全体としての処遇改善と人員確保・離職防止を進めます。

○本部は、「放課後児童クラブ（学童保育）・児童館実態調査」の結果を踏まえた施策の充実と支援員の処遇改善を求めるため、こども家庭庁への要請など必要な

対策を進めます。

○本部は、保育をめぐる課題の共有と取り組みの意思統一をはかるため、8月2日～3日に「第45回全国保育集会」を大阪・国際交流センターにおいて開催します。

3. 介護・障害福祉サービス政策に関する取り組み

○本部は、「介護報酬改定影響調査」、「障害福祉サービス等報酬改定影響調査」の結果から改定が物価の高騰に追い付いていない実態を明らかにし、必要な支援策を求め、厚生労働省に要請・意見交換を行うとともに、組織内および協力国会議員を通じた国会対策を行います。

○単組は、当局に対し、2024年度補正予算における介護人材確保・職場環境改善等事業、障害福祉人材確保・職場環境改善等事業を活用した当該職員の処遇改善を求めます。

4. 生活保護および貧困、地域福祉の推進等に関する取り組み

○本部は、2023年10月改定時、臨時的・特例的な措置として現行基準以上を維持した生活扶助基準の2025年10月からの見直しについて、「社会経済情勢を勘案して設定する」とした国の方針を踏まえ、物価高騰下の引き下げに反対し、厚生労働省要請、組織内国会議員を通じた国会対策等必要対策を進めます。

○本部は、改正生活保護法および生活困窮者自立支援法の2025年4月からの施行にむけ、新たな業務増に伴う人員確保に必要な財源の確保を求めます。

○県本部・単組は、法改正による業務増に見合う各福祉事務所のケースワーカー、生活困窮者自立支援制度の各事業の相談員等の増員を求めます。

○本部は、生活保護・生活困窮者自立支援制度や児童虐待の課題要求と対策について意思統一をはかるため、2月22～23日に「2025年度自治労くらしとこども福祉を考える全国集会」を東京・連合会館において開催します。

5. 児童虐待の防止に関する取り組み

○本部は2025年6月から施行される児童相談所の一時保護時の司法審査にむけ、新たな業務増に伴う体制強化のための財源について、2025年度予算による措置を求め、国会対策を行います。

○県本部・単組は、児童相談所の一時保護時の司法審査の導入に伴う業務増に見合う児童福祉司（スーパーバイザーを含む）の増員を求めます。

6. 障害者雇用に関する取り組み

○単組は、2024年4月から引き上げられた各自治体の法定雇用率（2.8%（教育委員会2.7%））を点検し、未達成の自治体は早期達成にむけた採用を求めます。また、次期障害者活躍推計画が計画期間に基づき策定されているか、その内容に「定着率の目標設定」および「定着に向けた支援」が反映されたものになっている

るかを点検し、未策定・未反映の自治体は所要の改善を求めます。

7. 岸まきこの取り組み

○第 27 回参議院議員選挙にむけ、社会福祉評議会組合員への「岸まきこ」の名前の浸透をはかるため、評議会内における全国集会・幹事会など、あらゆる機会を捉えて周知を徹底します。

幹事・三役の講師依頼にかかる費用について

社福評幹事等に対する講師依頼については、自治労本部財政執行基準に鑑み、2023 年度第 2 回常任幹事会でお示したところですが、執行基準を一部変更して運用することとしたい。

1. 地連・県本部主催の集会・会議（本部要請）

○旅費・日当

本部負担

○宿泊費

地連・県本部負担

※1 1 日開催の会議など、主催者が宿泊を予定していない場合は、開催時間によって、適宜、本部が負担を検討します

※2 (旧) 障労連幹事の随行者分（旅費・日当・宿泊費）は、主催団体の負担とします。

(新) 障労連幹事に同伴者（原則組合員）が必要な場合は、同伴者の旅費・日当について本部負担とし、宿泊費については幹事等の扱いに準じます。

2. 連合・DPI 等、外部団体（本部要請）

○旅費・日当・宿泊費

本部負担

※1 主催団体から旅費等が支払われる場合は、本部基準（旅費・日当・宿泊費）において、支払われていない費用を本部が負担します。

※2 (旧) 障労連幹事の随行者分（旅費・日当・宿泊費）は、主催団体の負担とします。

(新) 障労連幹事に同伴者（原則組合員）が必要な場合は、同伴者の旅費・日当・宿泊費について本部が負担します。主催団体から旅費等が支払われる場合は、幹事等の扱いに準じます。

3. その他

地連・県本部主催の集会・会議での講師依頼については、本部予算の関係もあることから、まずは本部に依頼・確認を願います。また、これまで同様、自治労本部宛の講師依頼が必要となりますので、ご留意願います。

2025年度社会福祉評議会の主な集会・会議日程予定(案)＜1月～8月＞

2025/1/22

月別	機関会議	三役会議	集会	保育部会	介護部会	セーフティネット 部会	児童相談養育部 会	社事労協	障労連	社協ネット	備考(地連集会 等)
1月	①全国幹事会 25日 (ウエブ)										
2月			くらしとこどもの福祉を考 える全国集会 22～23日 (東京・運合会館)		②幹事会 8～9日 ①企画会議	②幹事会 (要請行動予定) 21日 (自治労会館)	②幹事会 (要請行動予定) 21日 (自治労会館)	②幹事会 8～9日 ①企画会議		②幹事会 8～9日 ①企画会議	
3月				②幹事会 (要請行動予定) 2～3日							
4月									③幹事会 19日 (自治労会館)		
5月				③幹事会 31日	③幹事会 18日(自治労会館) ②企画会議			③幹事会 18日(自治労会館) ②企画会議		③幹事会 18日(自治労会館) ②企画会議	17日連合「医療介護フェス2025」
6月						③幹事会 8日	③幹事会 8日				
7月	②常任幹事会 12日 (ウエブ)	②三役会 12日 (ウエブ)									
8月	総会 16日		保育集会 2～3日	④幹事会 1日							25～27日99回大会

【2025. 1. 22現在】 2025年度社会福祉協議会役員体制（敬称略） ☆が部長 □が副部長（または事務局長）

地域	県本部	三役	常任幹事	全国幹事	保育部会	介護部会	セーフティネット ト部会	児童相談養育 部会	社労	障労連	社協ネット
北海道	北海道		宇野弘幸	飯田 健介	浦崎 雄樹 水野 正樹	星野 敦子	小泉 隆一	神成 和江	☆寺林 伸仁	本間 英樹	喜納悠介
東北	青森			橋本 慎太郎	戸澤 幹			千代達司			調整中
	岩手			長澤 俊介							
	宮城		菊池 大佑	菊地 大佑						山口 健太	
	秋田			長橋 大輔					中津川雄一		
	山形			小松 広希					小松理大		
関東甲	福島			服部孝徳		前田光洋					
	新潟			樋口俊樹							
	群馬			岩崎可奈							
	栃木			山家 由希子							
	茨城			草地孝幸							
関東甲	埼玉	前原 朝子		藤野 樹理	☆徳田 武史 押見 隆至	後藤 紀行		渡辺 雄二	調整中	☆江見 英一	微
	東京		古林明郎	調整中							
	千葉			福原 郷史							
	神奈川			深沢 満			深沢 満				
	山梨			武田 静華							
北信	長野			調整中	降幡 真一			□北嶋 真人		調整中	調整中
	富山			坂田 毅治							
	石川			菅原 明浩		越 究人					
	福井	伊原 尚子	伊原 尚子	坪内 利子			亀間 妙子	橋本 達昌PT	明間 悠哉		
	静岡		西川 勇太	武田 裕史	☆天本 敬久		宇賀神 菜那	武田 裕史	林 智由	調整中	
東海	愛知			木下雄介							
	岐阜			杉浦 武							
	三重			関根正樹	森すなお						□関根正樹
	滋賀			森田亜沙子							
	京都		寺田 皓介	村上 亘							
近畿	奈良			森井 雅也							
	和歌山			谷本 一誠							
	大阪			川 越 勝代	真名 徹 甲斐 陽		瀧川 敏史	調整中		調整中	調整中
	兵庫			調整中	阪本 和秀				三輪芳正		

【2025. 1. 22現在】 2025年度社会福祉評議会役員体制（敬称略） ☆が部長 □が副部長（または事務局長）

地連	県本部	三役	常任幹事	全国幹事	保育部会	介護部会	セーフティネット部会	児童相談養育部会	社事務	障労連	社協ネット
中国	岡山			間庭 康裕				中村 謙治			
	広島			西 圭 司			高松 寿弥			□藤吉 忍	
	鳥取			中野 辰 彦	今中 佳代						明里修平
	島根		松本 領太	田中 文 也					江藤広志		
	山口			河村 典子	林 加津樹 PT	大賀 陽世					
四国	香川		津淵 照将	松本 直樹				松本 直樹			
	徳島			橋本 敦士		戸島 明美	田口 勇作		調整中	調整中	松本 祐一
	愛媛			檜垣 幸	檜垣 幸						
	高知			武内 昭憲							
	福岡			大城 亜実	江藤 友美						
九州	佐賀			安陪 邦男							
	長崎			廣島 時一							
	大分			高本 啓一郎							
	宮崎		佐藤 祐成	蔵本 聡							
	熊本	佐藤 剛士		園井 賢俊			☆佐藤 剛士			古塘 裕二	秋山 真輝
	鹿児島			階元 仁		新杉 雄一					
	沖縄			宮城 章乃				☆森田 修平	城間 健司		

自治労発2024第1503号

2024年 12月 13日

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 石上 千博

(総合政治政策局 社会福祉評議会)

【社会福祉評議会】2024介護報酬改定影響調査の実施について

連日の取り組みに対し敬意を表します。

さて、2024年4月施行の介護保険制度改正や3年に一度見直しが行われる介護報酬改定の影響把握をするため、今年も標記調査を行います。

ご多忙の中誠に申し訳ございませんが、何卒ご協力の程よろしくお願いいたします。

また、本調査にかかるご依頼文書(各県本部等から各事業所へ調査依頼をかける際に持参できる文書例)も添付しておりますので、ご依頼の際はご活用ください。

記**1. 調査名**

2024介護報酬改定影響調査

2. 実施期間

2024年12月13日(金)～1月31日(金)

3. 調査対象

事業所とする

- ・ 自治労加盟、未加盟を問わず、可能な限り数多くの介護事業所へ配布・回収を。
- ・ 各県本部15件以上の回収を目標に。

4. 調査票・ご依頼文**①調査票**

【別紙1_2024介護報酬改定影響調査票】をご参照ください。

事業所用調査票の構成

- (1)基本データ
- (2)シート1「処遇改善加算」
- (3)シート2「離職者」
- (4)シート3「訪問介護」
- (5)シート4「総合事業」
- (6)シート5「通所介護」
- (7)シート6「居宅介護支援」
- (8)シート7「介護保険施設」
- (9)シート8「3～7以外」

※各調査項目の内容は、【別紙2_調査項目の内容について】をご参照ください。

②ご依頼文

各県本部等から各事業所へ調査依頼をかける際に持参できる文書を作成いたしました。

ご依頼の際にご活用ください。

【別紙3_介護報酬改定影響調査への協力お願い】

③その他

調査項目については、上記①の調査票を基本として実施。
ただし、地域実態や単組状況等による「独自項目」の設定も可能とします。

5. 提出期日・提出先

期日 : 2025年2月21日(金)
提出先 : 本部社会福祉評議会(三浦宛)
miurah@jichiro.gr.jp

6. 未組織・未加盟の組織化

組織拡大担当役員、介護担当オルグ・組織拡大専門員の皆様は、
本調査を未組織・未加盟の事業所に対して実施をお願いいたします。
※提出期日・提出先も「5」の記載の通り、本部社福評とします。

7. お問い合わせ

本部社会福祉評議会(門崎、三浦)
TEL : 03-3263-0261

- 📎【別紙1_2024介護報酬改定影響調査票】.xls (application/vnd.ms-excel)
- 📎【別紙2_調査項目の内容について】(1).docx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)
- 📎【別紙3_介護報酬改定影響調査への協力お願い】(2).docx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

以上

※複数のサービスを提供している組織については、サービス別に記入ください。

※本部が入力

都道府県	市(区)町村名	単組名(未組織は空白)	施設・事業所名	管理コード				

基-1 貴職場の経営母体について、該当する項目番号に○をつけてください。

1. 行政直営	2. 社協	3. 社会福祉事業団	4. (2・3以外の)社会福祉法人
5. 医療法人	6. 株式会社	7. NPO	8. その他()

基-2 貴職場のサービス種別で、該当する項目番号に○をつけてください。(あてはまるものすべて)

1. 訪問介護	2. 訪問入浴介護	3. 通所介護	4. 通所リハ	5. 短期入所生活介護
6. 短期入所療養介護	7. 特定施設入居者生活介護	8. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
9. 夜間対応型訪問介護	10. 認知症対応型通所介護	11. 小規模多機能型居宅介護		
12. 認知症対応型共同生活介護	13. 複合型サービス	14. 介護老人福祉施設		
15. 介護老人保健施設	16. 介護医療院	17. 居宅介護支援		
18. 介護医療院	19. その他()			

基-3 貴職場における職員の人数規模について、該当する項目番号に○をつけてください。
(2024年12月1日現在。臨時やパート職員も含めての数をおねがいします。)

1. 5人未満	2. 10人未満	3. 10人～20人未満	4. 20人～30人未満
6. 30人～40人未満	7. 40人～50人未満	8. 50人～100人未満	9. 100人以上

基-3 上記人数の内訳について、以下に人数をお書きください。

勤務形態		勤続年数別の人数								計
		1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4～5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20年以上	
正規職員										
非正規職員	常勤でフルタイム									
	常勤でパートタイム									
	非常勤(期間の定めあり)でフルタイム									
	非常勤でパートタイム									
	登録型ヘルパー									
合計										

2024介護報酬改定影響調査
(兼介護職場実態調査)

【1.処遇改善加算】

※本部が入力

管理コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1-1 貴職場では、2024年3月まで介護職員処遇改善加算を受けていましたか。

1. 受けていた 2. 対象サービスだが届出をしてなかった 3. 加算の対象サービスではない
4. わからない

→この質問で「3」と答えた方は、シート2「離職者」にお進みください。

1-2 貴職場では、2024年介護報酬改定による処遇改善加算を受けていますか。

1. 受けている→1-3と4へ 2. 対象サービスだが受けていない →1-8へ 3. わからない

→この質問で「1」と答えた方は以下の質問へ、また、「2」と答えた方は、1-8にお進みください。

→この質問で「1」と答えた方にお聞きします。

1-3 新加算の区分は、どれを適用していますか。

1. 加算Ⅰ 2. 加算Ⅱ 3. 加算Ⅲ 4. 加算Ⅳ 5. 加算Ⅴ

1-4 加算によって、賃金水準は引き上げられましたか。

1. 賃金水準は引き上げられた。 2. 現状維持となっている。 3. やむを得ず引き下げられた。
4. わからない

→この質問で、「2」と答えた方はシート2「離職者」へ。「3」と答えた方は、1-7へ。

1-5 給与や賃金が改善された職員の範囲は以下のうちのどれですか。(あてはまるものすべて)

1. 正規介護職員 2. 常勤嘱託介護職員 3. 非常勤嘱託介護職員 4. 常勤臨時介護職員
5. 非常勤臨時介護職員 6. パート職員 7. 登録ヘルパー 8. 介護職員以外も改善
8. わからない

1-6 給与や賃金の改善内容についてお答えください。(該当するものすべて)

月給が改善された	対象者1人当たり平均で ()円程度
日給が改善された	対象者1人当たり平均で ()円程度
時間給が改善された	対象者1人当たり平均で ()円程度
月の手当てに反映された	手当の名称()手当、1人当たり平均で ()円程度
一時金に反映された	対象者1人当たり平均で ()円程度
その他	方法と金額()

1-7 (1-4で「3」と答えた方だけ)賃金水準引き下げに関して労使合意は適切にされましたか。

1. 適切だった。 2. 適切ではなかった。 3. わからない
(「1」、「2」いずれの回答でも)それはどういう方法でしたか。(具体的に)
()

1-8 →1-2の質問で「2」と答えた方だけにお聞きします。

加算を受けてない理由は以下のうちのどれですか。

1. 賃金を上げていないから 2. 手続きが面倒である 3. 利用者に自己負担がかかるから
4. 職員間で不公平になるので 5. その他(具体的に)
6. わからない

2024介護報酬改定影響調査
(兼介護職場実態調査)

【2.離職者】

※本部が入力

管理コード

管理コード							

2-1 貴職場では、2024年4月から現在までに報酬改定を原因とする職員への何らかの整理が行われましたか。

1. 行われた 2. 行われていない 3. 近いうちに行われる予定

→この質問で「2」と答えた方は、3以降のシートにお進みください。

→この質問で「1」または「3」と答えた方にお聞きします。

具体的にどのような整理が行われましたか。(もしくは行われる予定ですか、複数回答可)

1. 介護サービス事業から撤退した(サービスの種別:)
 2. 事業所が閉鎖された 3. 事業所の整理・統合が行われた 4. 正規職員が辞めさせられた
 5. 非正規職員が解雇された 6. 配置転換により職員が減少した
 7. 正規職員から非正規職員への転換 8. 給与や賃金が抑制された 9. 一時金が抑制された
 10. サービス残業が増えた 11. 休暇が抑制された

2-2 報酬改定に伴う、事業所の整理・統合や職員の整理など、貴職場での状況や思いについて、意見をお書きください。

(箇条書きや思いつくことなど、何でも結構です)

【3.訪問介護】

管理コード

管理コード			

訪問介護系以外の方は回答不要ですので、シート4にお進みください。

1. 給与・賃金が下がった 2. 手当がカットされた 3. 非正規職員が増えた
4. 仕事が減った 5. わからない 6. その他()

1. 1回あたりサービス内容の減少 2. サービスが時間内に終わらない 3. 慌たしい
4. ミスや失敗が多くなった 5. 職員が体調不良になった 6. 離職者が増えた
7. 利用者との会話が減った 8. 利用者の体調がチェックできなくなった
9. 利用者からサービス時間やサービス内容のことで苦情を言われた
10. 業務が効率的になった 11. サービス内容を整理し、余分なサービスが減少した
11. 現在は特に影響はない 12. その他()

1. ADLが低下した 2. 認知症状が顕著になった 3. 清潔が保てない
4. 食事・栄養面のレベルが低下した 5. 在宅生活が維持困難になった
6. 今の生活が維持できず施設入所や家族・親戚のところへ行かざるを得なくなった
7. 現在は特に問題はない 8. 利用者や家族の過度な依存が減った

3-3 今回の訪問介護の単価の減算についてご意見をください。

(箇条書きや思いつくことなど、何でも結構です)

2024介護報酬改定影響調査
(兼介護職場実態調査)

【4.総合事業】

※本部が入力

管理コード					

※このシートは、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問・通所部分）についてのシートです。
上記の関係以外の方は回答不要ですので、シート5にお進みください。

4-1 貴職場では、介護予防・日常生活支援総合事業を受託していますか。
(既に受託している場合も含む)

1. 受託している 2. 受託していない
3. 受託しているが撤退や整理統合の予定(理由:)

→すでに受託しサービス提供を行っている方については、以下の質問にお答えください。

4-2 介護予防・日常生活支援総合事業によって、介護現場ではどのような影響が生じていますか。
(複数回答可)

1. 利用者が減った 2. 総合事業の利用者が増えない 3. 利用者から苦情を言われた
4. 行政側から一律の利用抑制があった 5. 総合事業ではサービス提供が全般的に不足する
6. サービス内容が整理でき、余分なサービスが減った 7. 利用者や家族の過度な依存が減った
8. 今のところ特に問題はない 9. その他()

(給与や休暇などへの影響について。複数回答可)

1. 給与・賃金が下がった 2. 手当がカットされた 3. 非正規職員が増えた
4. 仕事が減った

4-3 →4-2の質問で「2」と答えた方だけにお聞きます。

総合事業を受託していない理由は以下のうちのどれですか。

1. 経営(経理面)上の問題 2. サービス提供に対応しきれない 3. 要介護者への専門性へ移行
4. その他(具体的に)

4-4 介護予防・日常生活支援総合事業について、貴職場の状況や思いなど、意見をお書きください。
(要1・2が入ってくる議論もされているため、そこへのご意見もお願いします)

2024介護報酬改定影響調査
(兼介護職場実態調査)

【5.通所介護】

※本部が入力

管理コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※このシートは、通所介護職場についてのシートです。

上記以外の職場の方は回答不要ですので、シート6にお進みください。

5-1 貴職場では、2024年4月以降報酬改定の影響がありましたか？

1. 給与・賃金が上がった 2. 手当がプラスされた 3. 非正規職員が増えた
4. 仕事が増えた 5. わからない 6. その他()

5-2 今回の報酬改定では、大規模型を中心にマイナス改定となりましたが、提供時間の変更を含めてどのような影響がありますか。

(主に業務上での影響について。複数回答可)

1. 勤務体系が変わった 2. 長時間勤務になった 3. 勤務から帰るのが遅くなった
4. ミスや失敗が多くなった 5. 職員が体調不良になった 6. 離職者が増えた
7. 利用者との会話が減った 8. 利用者の体調がチェックできなくなった
10. 特に影響はない 11. その他()

5-3 今回の報酬改定による影響の具体例や、それに対する考えについて意見をお書きください。
(箇条書きや思いつくことなど、何でも結構です)

2024介護報酬改定影響調査
(兼介護職場実態調査)

【6.居宅介護支援】

※本部が入力

管理コード					

※このシートは、居宅介護支援の職場の方についてのシートです。

なお、基準日は2024年12月1日現在でお答えください。

上記以外の職場の方は回答不要ですので、シート7にお進みください。

6-1 ケアマネジャーは何人いますか。

1. _____ 人

6-2 管理者は主任ケアマネジャーですか。

1. はい 2. いいえ

6-3 1人あたりの平均担当件数は何件か。(常勤・非常勤問わず)

1. _____ 件

6-4 特定事業所加算を受けていますか。

受けている場合は、どの加算区分を適用していますか。

1. 加算Ⅰ 2. 加算Ⅱ 3. 加算Ⅲ 4. 受けていない

6-5 今回の報酬改定による影響の具体例や、それに対する考えについて意見をお書きください。

(箇条書きや思いつくことなど、何でも結構です)

2024介護報酬改定影響調査
(兼介護職場実態調査)

【7.介護保険施設】

※本部が入力

管理コード					

※このシートは、介護保険施設の職場の方についてのシートです。
上記以外の職場の方は回答不要ですので、シート8にお進みください。

7-1 今回の報酬改定によって、貴職場ではどのような影響がありますか。

(主に業務上での影響について。複数回答可)

1. 勤務体系が変わった 2. 長時間勤務になった 3. 勤務から帰るのが遅くなった
4. ミスや失敗が多くなった 5. 職員が体調不良になった 6. 離職者が増えた
7. 利用者との会話が減った 8. 利用者の体調がチェックできなくなった
10. 特に影響はない 11. その他()

(給与や休暇などへの影響について。複数回答可)

1. 給与・賃金が上がった 2. 手当が下がった 3. 手当が上がった
4. 仕事が減った 5. 賃金・手当が下がった 6. わからない 7. その他()

7-2 今回の報酬改定による影響の具体例や、それに対する考えについて意見をお書きください。
(箇条書きや思いつくことなど、何でも結構です)

【8.3~7以外】

管理コード

管理コード					

それ以外の職場の方は回答不要ですので、以上でアンケート調査は終了です。

(主に業務上での影響について。複数回答可)

1. 勤務体系が変わった 2. 長時間勤務になった 3. 勤務から帰るのが遅くなった
4. ミスや失敗が多くなった 5. 職員が体調不良になった 6. 離職者が増えた
7. 利用者との会話が減った 8. 利用者の体調がチェックできなくなった
9. その他()
10. 特に影響はない 11. その他()

(給与や休暇などへの影響について。複数回答可)

1. 給与・賃金が上がった 2. 手当が下がった 3. 手当が上がった
4. 仕事が減った 5. 賃金・手当が下がった 6. わからない 7. その他()

(箇条書きや思いつくことなど、何でも結構です)

(固案書さや窓いづれことなど、何でも相傳です)

以上で、アンケートは終了です。 ご協力ありがとうございました。

調査項目の内容について

【基本データ】

これは、所属や組織・未組織等、職員数などをお聞きし、クロス集計など統計を行うためのものです。

【1. 処遇改善加算】

このシートは今回の介護報酬改定で、処遇改善加算を取得しているか、また処遇改善加算等によって賃金水準がどう変化したかをお聞きするものです。

介護職員処遇改善加算を取得していない、賃金改善を行っていないことになると、処遇改善加算のあり方そのものが問われ、次期改定の際に加算が廃止される恐れがあるため、その実態をお聞きするものです。

【2. 離職者】

このシートは、今回の介護報酬改定によって、職場環境にどう影響があったかをお聞きするものです。採算が合わず事業所が撤退したり、職員のモチベーションが下がったりするようなこととなれば、その地域の介護サービスの量と質が低下する恐れが生じます。国は地域包括ケアシステムを推進していますが、地域包括ケアシステムを実現するためには担うサービスの量や質が担保される必要があります、それに逆行するような状況になっていないかをお聞きするものです。

【3. 訪問介護・予防訪問介護】

このシートは、訪問介護の職場の方用のシートです。訪問介護の単価が下がったことによる影響、ご意見を中心に伺うものです。

【4. 総合事業】

このシートは、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問・通所部分）に関係する方用のシートです。総合事業の受託実施有無や影響、実施していない場合はその理由等をお聞きするものです。

【5. 通所介護】

このシートは、通所介護の職場の方用のシートです。サービス提供時間の変更有無や業務上での影響内容等についてお聞きするものです。

【6. 居宅介護支援】

このシートは、居宅介護支援の職場の方用のシートです。12月1日現在、ケアマネジャーの人数や平均担当件数、特定事業所加算を受けているか等をお聞きするものです。

【7. 介護保険施設】

このシートは、介護保険施設の職場の方用のシートです。報酬改定による影響や具体例等をお聞きするものです。

【8. 3～7以外】

今回から新設した3～7以外の職場の方用のシートです。報酬改定による影響や具体例等をお聞きするものです。

調査票としては、全体的に詳細な調査をしていない印象を持たれる方もいらっしゃると思いますが、これは前回の調査の際に、回答をいただく介護労働者の方からの意見として、「業務の合間に回答するので、あまり質問が多く難しいものは避けてほしい。」といった要望に沿って、未組織職場での調査協力依頼をし易くするためも含めて調査項目を整理し設定したものです。今回も前回の方向性を踏襲したものとなっていますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

介護サービス事業者（事業所）のみなさま

自治労〇〇〇県本部（もしくは単組名など）

2024 介護報酬改定影響調査のご協力について（お願い）

地域住民への介護サービス提供に日夜ご尽力されておりますことに、心より敬意を表します。

私ども全日本自治団体労働組合（自治労）は、自治体の職員や社会福祉事業団、社会福祉協議会、民間法人など公共サービスに携わる職員で構成する労働組合で、これまでも介護保険制度の持続可能性はふまつつも介護保険利用者やその家族、介護職場で働くみなさんのために、改悪には反対の立場で政策提言等の取り組みを行っています。

2024 年度の介護報酬改定は全体でプラス 1.59%の改定となりました。過去 10 年でもっとも高水準となりましたが、処遇改善分を除く改定率はプラス 0.61%に止まり、長期にわたるコロナ禍や物価高騰によるコスト増で経営体力が弱体化している介護事業所においては不十分な改定と言わざるを得ません。また、処遇改善加算が新設されましたが、想定される加算の効果による賃上げ率は、全産業平均に遠く及ばない状況です。さらには、在宅介護の要と言える訪問介護の基本報酬が引き下げられ、地方を中心とした訪問介護事業の休止・撤退等、その影響がおおいに懸念されます。

このように、今回の改定による介護事業所への影響は決して少ないものではありません。自治労は、3 年に一度の介護報酬改定に際し、これまでその影響について調査をさせていただき、その結果を分析・検証し、国等に対して意見反映と政策提言を行ってまいりました。今回も、意見反映や政策提言をすべく、調査を行います。

調査をより成果のあるものにしたいと考え、より多くのみなさまからデータを収集したいと考えております。

みなさま方には、業務ご多忙の折、大変申し訳ございませんが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。なお、ご回答いただいたみなさまの意見が特定されないように報告書を作成いたしますとともに、作成した報告書につきましては、ご協力いただいたみなさまにお渡しする予定としております。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

※ご回答の締め切り日は、結果分析のため 2024 年 2 月 21 日とさせていただきます。

回答の送付先につきましては、以下までお願いいたします。

〇〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・
〇〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・

自治労発2025第0023号

2025年 1月 9日

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 石上 千博

(総合組織局 総合政治政策局 社会福祉評議会)

【社会福祉評議会】2024障害福祉サービス等報酬改定影響調査の実施について

連日の取り組みに対し敬意を表します。

さて、障害福祉サービス等報酬は、3年ごとに改定が行われ、今回、2024年4月1日に改定がされました。

今回の改定が障害福祉を担う事業所におけるより良いサービス提供体制の充実と障害児・者福祉施設で働く職員の処遇改善に繋がるものとなっているかを検証するために、標記影響調査を実施し、厚労省への意見反映や次期報酬改定にむけた資料とします。

ご多忙の中、誠に申し訳ございませんが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1. 調査名 2024障害福祉サービス等報酬改定影響調査

2. 実施期間 2025年1月10日（金）～2025年2月17日（月）

3. 調査対象

(1) 自治労加盟している社会福祉事業団労組（別紙2）は調査必須とします。

(2) 組織拡大の観点から、組合がない事業所又は自治労未加盟の労働組合に対する調査への協力依頼も追求してください。

※調査の精度を高めるためには、より多くの調査結果を集約することが必要であり、各県本部においては、別紙2に記載のすべての調査対象社会福祉事業団単組から調査票を回収するよう、特段の取り組みをお願いいたします。

4. 調査票

調査票 【2024障害福祉サービス等報酬改定影響調査票】をご参照ください。

※実施要領（別紙1【障害福祉サービス等報酬改定影響調査実施要項】）も併せてご参照ください。

5. 提出期日・提出先

提出期限：2025年2月21日（金） 厳守

提出方法：出来る限りエクセルデータをお願いいたします。

提出先：本部社会福祉評議会（三浦宛） miurah@jichiro.gr.jp

6. お問い合わせ

社会福祉評議会（門崎、三浦）

T E L : 03-3263-0261 / FAX : 03-5210-7422

以

上

別紙1_影響調査実施要領.docx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

別紙2_影響調査実施対象事業団労組一覧.xls (application/vnd.ms-excel)

別紙3_障害福祉報酬改定影響調査票(2024).xls (application/vnd.ms-excel)

以上

2024 障害福祉サービス等報酬改定影響調査 実施要領

1. 調査名 2024 障害福祉サービス等報酬改定影響調査

2. 影響調査実施の目的

障害福祉サービス等報酬は3年ごとに改定が行われており、今回は2024年4月1日（一部の障害福祉サービスは6月1日）に改定が行われました。

今回の報酬改定は、「人材不足」や「物価高騰」、「賃金上昇」などの社会情勢を踏まえつつ、①障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり、②社会の変化等に伴う障害児・者のニーズへのきめ細やかな対応、③持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直しを3本の柱として、全体で+1.12%の改定が行われました。さらに国は改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等で改定率+1.5%を上回る水準となるとしています。しかし、長期にわたるコロナ禍や物価高騰によるコスト増で経営体力が弱体化している事業所においては不十分な改定と言わざるを得ず、国が想定する処遇改善加算の効果による賃上げ率も、2024 春闘における全産業平均に遠く及ばない状況です。

このように、改定による障害福祉サービス事業所への影響は決して少ないものではなく、今回の改定がより良いサービス提供体制の充実と障害児・者福祉施設で働く職員の処遇改善に繋がるものとなっているかを検証するために「2024 障害福祉サービス等報酬改定」の影響調査を実施し、次期報酬改定にむけた資料とするとともに、厚労省との意見反映資料とします。

3. 影響調査票 別紙

4. 調査実施期間 2024 年1月10日（金）～2025 年2月17日（月）

5. 調査実施対象

- (1) 自治労加盟の社会福祉事業団労組（別紙2）は必須とします。
 - (2) 社会福祉事業団労組以外で障害福祉サービス報酬を受給している事業を行っている職場がある場合は、県本部から調査依頼を行っていただきますようお願いいたします。
 - (3) 組織拡大の観点から、組合がない事業所又は自治労未加盟の労働組合に対する調査への協力依頼の追求もお願いいたします。
- ※ 調査の精度を高めるためには、より多くの調査結果を集約することが必要であり、社会福祉事業団労組はすべての調査対象単組から調査票を回収

するよう、特段の取り組みを要請します。

また、社事労協幹事は地連内の事業団単組に対し、調査実施を要請します。

6. 調査票提出期限

各県本部は対象単組から調査票を回収し、2月21日までに自治労本部社会福祉評議会事務局に提出します。

7. 調査票集約、調査結果の確認と報告並びに活用について

(1) 調査票の集約は、社事労協事務局が行います。

(2) 調査結果は、社事労協幹事会で検討・確認後に厚労省との意見交換を設定して提出するとともに、次期改定にむけた意見反映を取り組みます。

(3) 調査結果および厚労省との意見交換内容は、社事労協ニュース等で県本部・単組に報告します。

以上

2024障害福祉サービス等報酬改定影響調査 実施対象単組
(社会福祉事業団単組分)

県本部	単組名
北海道	北海道社会福祉事業団労働組合
	自治労名寄市社会福祉事業団職員労働組合
青森	青森県福祉事業団労働組合
	八戸市職労 八戸市社会福祉事業団
岩手	岩手県社会福祉事業団職員労働組合
宮城	宮城県社会福祉協議会労働組合
山形	山形県社会福祉事業団職員労働組合
	山形市職労社会福祉事業団職員協議会
福島	福島県社会福祉事業団職員労働組合
	いわき市社会福祉施設事業団職員労働組合
群馬	群馬県社会福祉事業団労働組合
栃木	とちぎ健康福祉協会労働組合
茨城	茨城コロニー労働組合
	日立市社会福祉事業団労働組合
埼玉	自治労さいたま市公共サービス職員ユニオン
東京	東京都社会福祉事業団労働組合
	台東区社会福祉事業団労働組合
	練馬区社会福祉事業団労働組合
	昭島市社会福祉事業団労働組合
千葉	銚子市社会福祉事業団職員労働組合
神奈川	神奈川県総合リハビリテーションセンター労働組合
	茅ヶ崎市職労 茅ヶ崎市社会福祉事業団
	相模原市職労 社会福祉事業団支部
山梨	甲府市社会福祉事業団職員労働組合
長野	長野県社会福祉事業団西駒郷職員労働組合
	長野市社会事業協会職員組合

県本部	単組名
石川	石川県社会福祉事業団職員労働組合
福井	ふくい福祉事業団職員労働組合
愛知	岡崎市福祉事業団職員労働組合
岐阜	岐阜一般労働組合岐阜市社会福祉事業団労組
	大垣市労連 大垣市社会福祉事業団
滋賀	滋賀県社会福祉事業団労働組合
	自治労大津市社会福祉事業団職員労働組合
奈良	奈良県社会福祉事業団労働組合
大阪	高槻市社会福祉事業団労働組合
	自治労東大阪市労組 社会福祉事業団分会
兵庫	姫路市社会福祉事業団労働組合
	伊丹市社会福祉事業団労働組合
島根	島根県職労 島根県社会福祉事業団
山口	山口県職労 山口県社会福祉事業団
香川	香川県職労 かがわ総合リハビリテーションセンター
	丸亀市社会福祉事業団職員労働組合
高知	土佐市社会福祉事業団職員労働組合
福岡	北九州市労連 福祉事業団
長崎	長崎県障害福祉事業団職員労働組合
宮崎	宮崎県社会福祉事業団職員労働組合
熊本	熊本県社会福祉事業団職員労働組合
	熊本市社会福祉事業団労働組合
鹿児島	奄美市職労 奄美市社会福祉事業団
沖縄	沖縄県職労 沖縄県社会福祉事業団

※新たに加盟した単組等がある場合は、追加的に調査いただけますと幸いです。

※複数のサービスを提供している組織については、サービス別に記入ください。

都道府県	市(区)町村名	単組名(未組織は空白)	法人名	管理コード

基-1 貴法人の経営形態について、該当する項目番号に○をつけてください。

- ①行政直営 ②社協 ③社会福祉事業団 ④(②③以外の)社会福祉法人
 ⑤医療法人 ⑥株式会社 ⑦NPO ⑧その他()

基-2 貴法人の実施サービスで、該当する項目番号に○をつけてください。(あてはまるものすべて)

- ①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援
 ⑥療養介護 ⑦生活介護 ⑧短期入所 ⑨施設入所 ⑩共同生活援助 ⑪自立生活援助
 ⑫機能訓練 ⑬生活訓練 ⑭宿泊型自立訓練 ⑮就労移行 ⑯就労継続支援A型
 ⑰就労継続支援B型 ⑱就労定着 ⑲就労選択 ⑳計画相談 ㉑地域相談 ㉒児童発達
 ㉓放課後等デイサービス ㉔居宅訪問型児童発達支援 ㉕保育所等訪問支援 ㉖障害児入所支援
 ㉗その他()

基-3 貴法人における職員の人数規模について、該当する項目番号に○をつけてください。
 (2024年12月1日現在。臨時やパート職員も含めての数をおねがいします。)

- ①50人未満 ②100人未満 ③200人未満 ④300人未満 ⑤400人未満
 ⑥500人未満 ⑦700人未満 ⑧800人未満 ⑨900人未満 ⑩900人以上

基-4 上記人数の内訳について、以下に人数をお書きください。(わからない場合は不明に)

基-4 上記人数の内訳について、以下に人数をお書きください。(わからない場合は「不明」と記入)

雇用形態		勤続年数別の人数										
		不明	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	30年以上	計
正規職員												
非正規職員	フルタイム											
	パートタイム											
合 計												

2024障害福祉サービス報酬改定影響調査

【1.サービスについて】

1 貴法人で実施しているサービスについてお聞きします。

※本部が入力

管理コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

サービス種別

居宅介護

※1サービス種類はプルダウンリストから選択下さい。

※2(複数ある場合はサービス毎にお書きください)

1-1 2024年度の障害福祉サービス等報酬改定において、貴法人で実施しているサービスに
 関しての影響はどうでしたか。

①影響があった ②影響がなかった ③わからない

→1-1で「①」と答えた方にお聞きします。

1-2 サービスの収入についてはどのような影響がありましたか。

①増収 ②減収 ③横ばい

1-3 1-2の影響となった具体的な理由はなんですか。

--

1-4 収入以外に具体的にどのような影響がありましたか。

--

1-5 2024年度の報酬改定に対して、または次回の報酬改定への意見や要望などあれば
 お書きください。(箇条書きや思いつくことなど、何でも結構です)

--

2.処遇改善加算についてお聞きます。

※本部が入力

管理コード					

2-1 貴法人では、2024年5月まで処遇改善加算を取得していましたか。

- ①取得していた ②対象サービスだが届出をしてなかった ③加算の対象サービスではない

2-2 貴法人では、2024年6月報酬改定による処遇改善加算を取得していますか。

- ①取得している ②対象サービスだが取得していない

→2-2の質問で「①」と答えた方にお聞きます。

2-3 加算の区分は、どれを適用していますか。

- ①加算Ⅰ ②加算Ⅱ ③加算Ⅲ ④加算Ⅳ

→2-2の質問で「①」と答えた方にお聞きます。

2-4 2024年5月以前の処遇改善加算(特定、ペースアップ含む)の収入と1-3の加算収入を比較して収入に変化はありましたか。

- ①減った ②増えた ③変わらない ④その他()

→2-2の質問で「①」と答えた方にお聞きます。

2-5 給与や賃金が改善された職員の範囲は以下のうちのどれですか。(あてはまるものすべて)

- ①正規職員 ②非正規職員(フルタイム) ③非正規職員(パートタイム) ④現場職員以外も改善

2-6 2024年6月からの処遇改善加算加算についての課題があればご記入ください。

--

2-7 処遇改善に関して労使合意は適切にされましたか。

- ①適切だった ②適切ではなかった

(「①」、「②」いずれの回答でも)それはどういう方法でしたか。(具体的に)
(要求書に基づく労使交渉を経て適切に合意した。)

→2-2の質問で「②」と答えた方にお聞きます。

2-8 加算を受けてない理由は以下のうちのどれですか。

- ①賃金を上げていないから ②手続きが面倒だから ③利用者に自己負担がかかるから
④職員間で不公平になるので ⑤その他(具体的に)

2-9 加算を取得するために必要な事項があれば記入下さい。(自由記述)

--

2025 年度 3、4・5 歳児職員配置等に関する実態調査
調査票

I. 回答組織情報

県本部名	単組名	担当者名

認可保育所（公立）の設置状況

設置数	うち公設公営	うち公設民営

※以降の質問は、あなたの自治体の公設公営保育所についてご回答ください

II. 3、4・5 歳児職員配置等についてお聞きします。なお、(3)、(6) 以外
は担当部局に確認の上、記入願います

(あてはまる番号、カッコ内に○または必要事項をご記入ください。)

(1) 3 歳児の配置はどのような基準になっていますか

15 : 1 ()

20 : 1 ()

その他 () ⇒ 配置基準 (: 1)

(2) 3 歳児の配置※が 15 : 1 になっていない自治体にお伺いします。

なぜ、15 : 1 になっていないのか、理由をお聞かせください。

2015 年の子ども・子育て支援新制度発足時から、交付税単価に既に 3 歳児配置改善分が含まれています。なお、2024 年度から内閣府令が改正され、3 歳児の職員配置の最低基準は 15 : 1 となっています

①自治体の財政状況が悪いため

②保育士の人員不足のため

③子どもの人数が少ないため

④その他 ()

(3) 現在の単組の取り組み状況についてお聞かせください。

①15 : 1 の基準を知らなかったため、今後交渉予定

②現在、当局に改善を要求している

③単組としては、まずは、現状のヒアリングを実施する予定

④単組としては、現状では取り組むことは困難

理由 : ()

⑤その他 ()

(4) 4・5 歳児の配置はどのような基準になっていますか

25 : 1 ()
 30 : 1 ()
 その他 () ⇒ 配置基準 (: 1)

- (5) 4・5歳児の配置※が25 : 1になっていない自治体にお伺いします。
 なぜ、25 : 1になっていないのか、理由をお聞かせください。

2024年度から内閣府令が改正され、4・5歳児の職員配置の最低基準は25 : 1となっています
 なお、交付税単価に配置改善分が含まれています

- ①自治体の財政状況が悪いため
 ②保育士の人員不足のため
 ③子どもの人数が少ないため
 ④その他 ()

- (6) 現在の単組の取り組み状況についてお聞かせください。

- ①25 : 1の基準を知らなかったため、今後交渉予定
 ②現在、当局に改善を要求している
 ③単組としては、まずは、現状のヒアリングを実施する予定
 ④単組としては、現状では、取り組むことは困難
 理由 : ()
 ⑤その他 ()

- (7) 3歳児未満の配置についてお伺いします

	国の基準	国の基準との差
0歳児	3 : 1	国基準と同じ・国より上
1歳児	6 : 1	国基準と同じ・国より上
2歳児	6 : 1	国基準と同じ・国より上

- (8) 最低基準に係る条例・規則は改正されていますか
 改正されている () 改正する予定 ()
 条例・規則に定めがない ()

Ⅲ. 保育士以外の職員配置等についてお聞きします。なお、(12) 以外は担当部局に確認の上、記入願います

(あてはまる番号、カッコ内に○または必要事項をご記入ください。)

- (9) 看護師が配置されていますか

- ①すべての保育所に正規職員で配置されている
 ②すべての保育所に会計年度任用職員で配置されている
 ③一部の保育所(保育所数 :)に正規職員で配置されている
 ④一部の保育所(保育所数 :)に会計年度任用職員で配置されている
 ⑤配置されていない
 ⑥その他 ()

- (10) 事務員(専任)が配置されていますか

- ①すべての保育所に正規職員で配置されている
- ②すべての保育所に会計年度任用職員で配置されている
- ③一部の保育所（保育所数： ）に正規職員で配置されている
- ④一部の保育所（保育所数： ）に会計年度任用職員で配置されている
- ⑤配置されていない
- ⑥その他（ ）

(11) あなたの職場では用務員が配置されていますか

- ①すべての保育所に正規職員で配置されている
- ②すべての保育所に会計年度任用職員で配置されている
- ③一部の保育所（保育所数： ）に正規職員で配置されている
- ④一部の保育所（保育所数： ）に会計年度任用職員で配置されている
- ⑤配置されていない
- ⑥その他（ ）

(12) 保育職場で最も課題となっていることについてお聞かせください。

（複数回答：3つまで）

- ①シフトが組みにくいこと
- ②保育士同士のコミュニケーションの時間が確保できないこと
- ③書類作成の業務が多いこと
- ④正規保育士の新規採用がないこと
- ⑤保育士の数が足りないこと
- ⑥非正規保育士とのコミュニケーションが難しいこと
- ⑦正規保育士と非正規保育士との処遇の格差が大きいこと
- ⑧正規保育士の負担が大きいこと
- ⑨保育技能の継承ができないこと
- ⑩昇給に関すること
- ⑪残業が多いこと
- ⑫保育に必要な備品を購入する予算が足りないこと
- ⑬施設が老朽化していること
- ⑭保育施設の民営化が検討されていること
- ⑮その他（ ）

※質問は以上となります。ご協力ありがとうございました。

2025 年度 3、4・5 歳児職員配置等に関する実態調査 調査票

I. 回答組織情報

県本部	担当者名	報告単組数	報告箇所数

認可保育所（公立）の設置状況

設置数	うち公設公営	うち公設民営
() 単組	() 単組	() 単組
() 箇所	() 箇所	() 箇所

※以降の質問は、あなたの自治体の公設公営保育所についてご回答ください

II. 3、4・5 歳児職員配置等についてお聞きします。

(あてはまる番号、カッコ内に○または必要事項をご記入ください。)

(1) 3 歳児の配置はどのような基準になっていますか

15 : 1 () 単組

20 : 1 () 単組

その他 () 単組 ⇒ 配置基準 ()

(2) 3 歳児の配置※が 15 : 1 になっていない自治体にお伺いします。

なぜ、15 : 1 になっていないのか、理由をお聞かせください。

2015 年の子ども・子育て支援新制度発足時から、交付税単価に既に 3 歳児配置改善分が含まれています。なお、2024 年度から内閣府令が改正され、3 歳児の職員配置の最低基準は 15 : 1 となっています

①自治体の財政状況が悪いため () 単組

②保育士の人員不足のため () 単組

③子どもの人数が少ないため () 単組

④その他 () 単組

(3) 現在の単組の取り組み状況についてお聞かせください。

①15 : 1 の基準を知らなかったため、今後交渉予定 () 単組

②現在、当局に改善を要求している () 単組

③単組としては、まずは、現状のヒアリングを実施する予定 () 単組

④単組としては、現状では取り組むことは困難 () 単組

理由 : ()

⑤その他 () 単組

(4) 4・5歳児の配置はどのような基準になっていますか

25 : 1 (単組)

30 : 1 (単組)

その他 (単組) ⇒ 配置基準 ()

(5) 4・5歳児の配置※が25 : 1になっていない自治体にお伺いします。

なぜ、25 : 1になっていないのか、理由をお聞かせください。

2024年度から内閣府令が改正され、4・5歳児の職員配置の最低基準は25 : 1となっています
なお、交付税単価に配置改善分が含まれています

①自治体の財政状況が悪い (単組)

②保育士の人員不足のため (単組)

③子どもの人数が少ないため (単組)

④その他 (単組)

(6) 現在の単組の取り組み状況についてお聞かせください。 (単組)

①25 : 1の基準を知らなかったため、今後交渉予定 (単組)

②現在、当局に改善を要求している (単組)

③単組としては、まずは、現状のヒアリングを実施する予定 (単組)

④単組としては、現状では、取り組むことは困難 (単組)

理由 : ()

⑤その他 (単組)

(7) 3歳児未満の配置についてお伺いします

	国の基準	国の基準との差
0歳児	3 : 1	国基準と同じ・国より上
1歳児	6 : 1	国基準と同じ・国より上
2歳児	6 : 1	国基準と同じ・国より上

(8) 最低基準に係る条例・規則は改正されていますか

改正されている (単組) 改正する予定 (単組)

条例・規則に定めがない (単組)

その他 (単組)

Ⅲ. 保育士以外の職員配置等についてお聞きします。なお、(12) 以外は担当部局に確認の上、記入願います

(あてはまる番号、カッコ内に○または必要事項をご記入ください。)

(9) 看護師が配置されていますか

①すべての保育所に正規職員で配置されている (単組)

②すべての保育所に会計年度任用職員で配置されている (単組)

③一部の保育所に正規職員で配置されている (単組)

④一部の保育所に会計年度任用職員で配置されている (単組)

⑤配置されていない (単組)

⑥その他 (単組)

- (10) 事務員（専任）が配置されていますか
- | | | |
|---------------------------|-----|-----|
| ①すべての保育所に正規職員で配置されている | (| 単組) |
| ②すべての保育所に会計年度任用職員で配置されている | (| 単組) |
| ③一部の保育所に正規職員で配置されている | (| 単組) |
| ④一部の保育所に会計年度任用職員で配置されている | (| 単組) |
| ⑤配置されていない (| 単組) | |
| ⑥その他 (| 単組 |) |
- (11) あなたの職場では用務員が配置されていますか
- | | | |
|---------------------------|----|-----|
| ①すべての保育所に正規職員で配置されている | (| 単組) |
| ②すべての保育所に会計年度任用職員で配置されている | (| 単組) |
| ③一部の保育所に正規職員で配置されている | (| 単組) |
| ④一部の保育所に会計年度任用職員で配置されている | (| 単組) |
| ⑤配置されていない | (| 単組) |
| ⑥その他 (| 単組 |) |
- (12) 保育職場で最も課題となっていることについてお聞かせください。
(複数回答：3つまで)
- | | | |
|------------------------------|----|-----|
| ①シフトが組みにくいこと | (| 単組) |
| ②保育士同士のコミュニケーションの時間が確保できないこと | (| 単組) |
| ③書類作成の業務が多いこと | (| 単組) |
| ④正規保育士の新規採用がないこと | (| 単組) |
| ⑤保育士の数が足りないこと | (| 単組) |
| ⑥非正規保育士とのコミュニケーションが難しいこと | (| 単組) |
| ⑦正規保育士と非正規保育士との処遇の格差が大きいこと | (| 単組) |
| ⑧正規保育士の負担が大きいこと | (| 単組) |
| ⑨保育技能の継承ができないこと | (| 単組) |
| ⑩昇給に関すること | (| 単組) |
| ⑪残業が多いこと | (| 単組) |
| ⑫保育に必要な備品を購入する予算が足りないこと | (| 単組) |
| ⑬施設が老朽化していること | (| 単組) |
| ⑭保育施設の民営化が検討されていること | (| 単組) |
| ⑮その他 (| 単組 |) |

※質問は以上となります。ご協力ありがとうございました。